

# 芝山町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

芝山町



## 目 次

I. 公共施設再配置に向けて	1
1. 芝山町公共施設等総合管理計画の位置づけ	1
2. 公共施設マネジメントの必要性	1
3. 公共施設等総合管理計画で対象とする施設	2
II. 町の概要	4
1. 人口と世帯	4
2. 財政・行政運営	10
III. 公共施設の現状と分析・評価	15
1. 建築物	15
2. 道路	22
3. 橋梁	23
4. 上水道	23
5. 下水道	24
6. 公園	25
IV. 将来の施設更新投資等の試算	26
1. 更新投資の試算について	26
2. 更新投資試算の方法	27
3. 公共施設（建築物）に係る更新投資の試算	30
4. 公共施設（インフラ）に係る更新投資の試算	32
5. 公共施設（全体）に係る更新投資の試算	33
V. 課題の整理と基本的な方向性	34
1. 人口及び財政面からみた課題	34
2. 公共建築物の課題	34
3. インフラ施設の課題	37
VI. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	38
1. 基本的な考え方	38
2. 計画期間と長期目標	39
3. 基本方針	43
VII. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	50
VIII. 計画の推進にあたって	53
1. 情報管理及び共有方策	53
2. 全庁的な取組体制の構築方針	53
3. フォローアップの実施方針	54

参考 公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針<sup>※1</sup>との対応

事項	区分	項目	該当箇所
第一 総合管理計画に記載すべき事項	一 公共施設等の現況及び将来の見通し	(1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況	Ⅲ
		(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し	Ⅱ－1
		(3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	Ⅳ
	二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	(1) 計画期間	Ⅳ－2
		(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	Ⅷ－1
		(3) 現状や課題に関する基本認識	Ⅴ
		(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ①点検・診断等の実施方針 ②維持管理・修繕・更新等の実施方針 ③安全確保の実施方針 ④耐震化の実施方針 ⑤長寿命化の実施方針 ⑥統合や廃止の推進方針 ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	Ⅵ
		(5) フォローアップの実施方針	Ⅷ－3
	三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	Ⅶ	
	第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項	一 行政サービス水準等の検討	Ⅵ－3
二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し		Ⅵ－2－(1)	
三 議会や住民との情報共有等		Ⅷ	
四 数値目標の設定		Ⅵ－2－(3)	
五 PPP/PFI <sup>※2</sup> の活用について		Ⅵ－3	
六 市区町村域を超えた広域的な検討等について		Ⅷ	
七 合併団体等の取組について		－	

※1「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」(平成26年4月22日付総財務第75号総務省発)

※2 PPP: Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

PFI: Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。民間が施設整備から維持管理・運営まで一括して事業を実施するため、施設の維持管理・運営を考慮した施設設計・施工を行うなど効率的、効果的な施設整備が可能となる。

# I. 公共施設再配置に向けて

## 1. 芝山町公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町が所有する公共施設等は、昭和 40～60 年代に建設した公共建築物の建替え、その後、芝山中学校の大規模改修など、これから大量に更新時期を迎えます。これは、全国の自治体で同様であり、平成 25 年（2013 年）11 月にはインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が示され、また、平成 26 年（2014 年）4 月には各地方公共団体が所有する公共施設等の全体状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これらを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定が求められています。

本町においても、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

芝山町公共施設等総合管理計画は、公共施設等の管理に向けた各種方針を定め、今後、町が公共施設の整備や再編を推進するための指針として策定するものです。計画策定にあたっては、町民アンケートを実施するとともに、検討委員会及び作業部会での議論や白書を踏まえた分析を行っています。

## 2. 公共施設マネジメントの必要性

全国的な動向として、地方自治体では高度経済成長期に一斉に整備した学校や集会施設等の公共施設の老朽化が進み、建て替えや改修に必要な費用が大幅に不足することが見込まれています。このような現状に対し、各自治体には将来に向けた対応策が求められており、全国的な課題となっています。

人口減少の時代に入り、少子高齢化が進み、大きな経済成長が見込めない中で、これまでの経済成長期のように公共施設の建て替えや改修などに要する費用を確保することは容易ではありません。このまま何の対策も講じなければ、必要な施設であっても更新費用等などに要する費用を確保できない状況も考えられます。また、施設建設当時と社会経済状況も大きく変わっており、現状の施設の使い方や必要性について、町民ニーズを踏まえて検討していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、町民サービスを低下させないように、将来に必要な施設機能を維持していくためには、公共施設全体を把握し、長期的な視点をもって、本町の将来像にふさわしい公共施設のあり方を考える必要があります。また、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設全体を最小の費用で効果的に活用していくためのマネジメントが必要となっています。

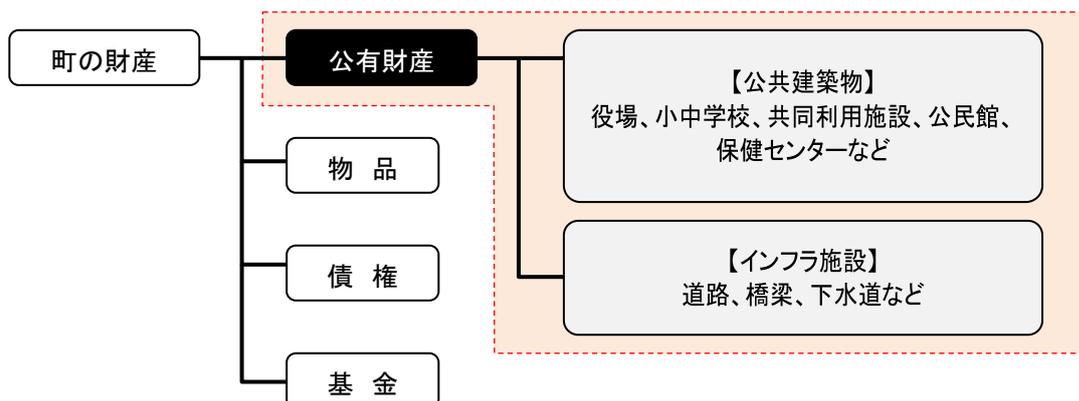
### 3. 公共施設等総合管理計画で対象とする施設

#### (1) 対象範囲

本町が所有し、管理する財産は、地方自治法に基づき公有財産、物品、債権、基金に分類されます。

本書の対象は、公有財産にあたる、役場、小中学校、保育所、公民館、福祉センターなどの「公共建築物」を中心に、道路、橋梁、下水道などの「インフラ施設」を含めた全ての公共施設とします。

図表 I-1 計画の対象範囲



## (2) 公共建築物

本計画が対象とする公共建築物は、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日現在で 55 施設であり、延床面積の合計は 52,568 m<sup>2</sup>となっています。これらの施設を、施設用途や利用実態から以下の 10 分類に区分します。

図表 I-2 対象施設

用途分類	施設数	施設名称
公用施設	4	役場、学校給食センター、教員住宅、芝山町消防団本部
教育施設	3	芝山小学校、旧東小学校(体育館)、芝山中学校
子育て施設	5	第一保育所、第二保育所、第三保育所、芝山小第一学童クラブ、芝山小第二学童クラブ
コミュニティ施設	8	大台青年研修所、 共同利用施設(千代田、高谷、小池、宝馬、高田、岩山、菱田)
スポーツ・レクリエーション施設	6	菱田社会体育館、総合運動場(武道館、弓道場、 <sup>あずまや</sup> 四阿(相撲場)、公衆便所他)、スポーツ広場(旧中学校跡地)、芝山公園(公衆便所、休憩所)、芝山公園野球場(管理棟、倉庫)、農業者トレーニングセンター(体育館)
保健・福祉施設	2	保健センター、福祉センター
文教施設	6	文化センター、中央公民館、中央公民館千代田分館、芝山古墳・はにわ博物館、芝山町出土文化財管理センター、芝山公園旧藪家住宅(千葉県有形指定文化財)
商業施設	2	芝山町農産物直売所、空港南側農産物直売所
インフラ系施設	12	芝山工業団地管理事務所、芝山工業団地公園(公衆便所)、芝山第二工業団地公園(管理棟)、芝山第二工業団地(汚水処理施設、給水施設)、公共下水道事業 汚水処理場、農業集落排水 芝山第一クリーンセンター、農業集落排水 芝山第一クリーンセンター管理棟、農業集落排水 芝山第二クリーンセンター、はにわ台団地(汚水処理場、給水施設、管理事務所)
その他	7	旧東小学校※、旧菱田小学校※、旧旅籠 住宅(西村屋旅館、笹喜旅館、藤屋)、旧国保診療所、旧芝山高等技術専門学校
合計	55	

※旧東小学校、旧菱田小学校は平成27年（2015年）3月31日に用途廃止されたため、その他に分類しています。旧菱田小学校の体育館は、スポーツ・レクリエーション施設に用途を分けています。旧東小学校の体育館は、芝山小学校の第2体育館として位置づけられているため、教育施設の用途のままとしています。

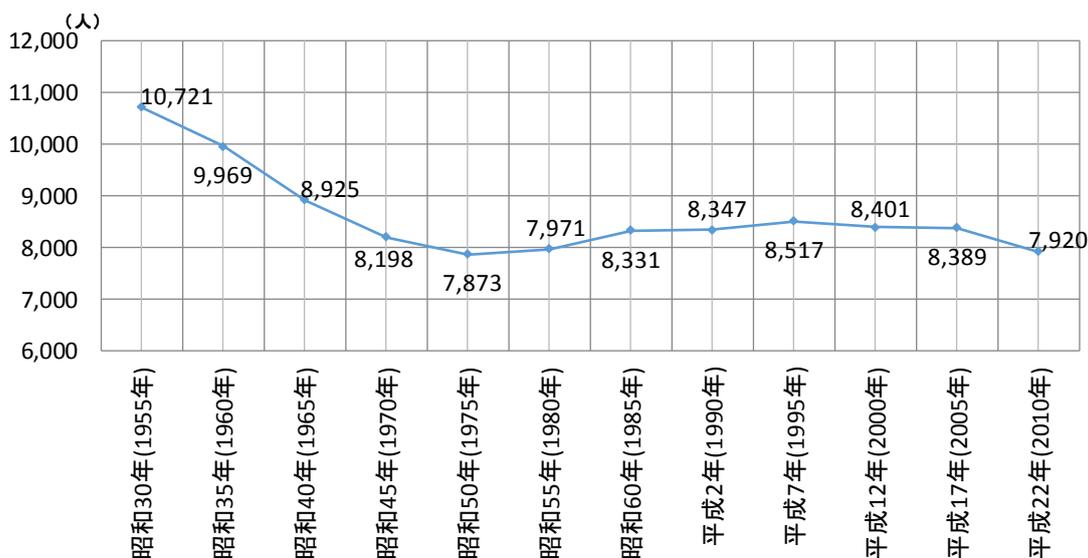
## Ⅱ. 町の概要

### 1. 人口と世帯

#### (1) これまでの人口推移と今後の見通し

本町の人口は昭和30年(1955年)以降減少傾向で推移しましたが、昭和50年(1975年)から平成7年(1995年)の間は微増したものの、その後はふたたび減少に転じました。平成22年(2010年)の国勢調査では7,920人となっています。

図表Ⅱ-1 芝山町の人口推移と人口推計



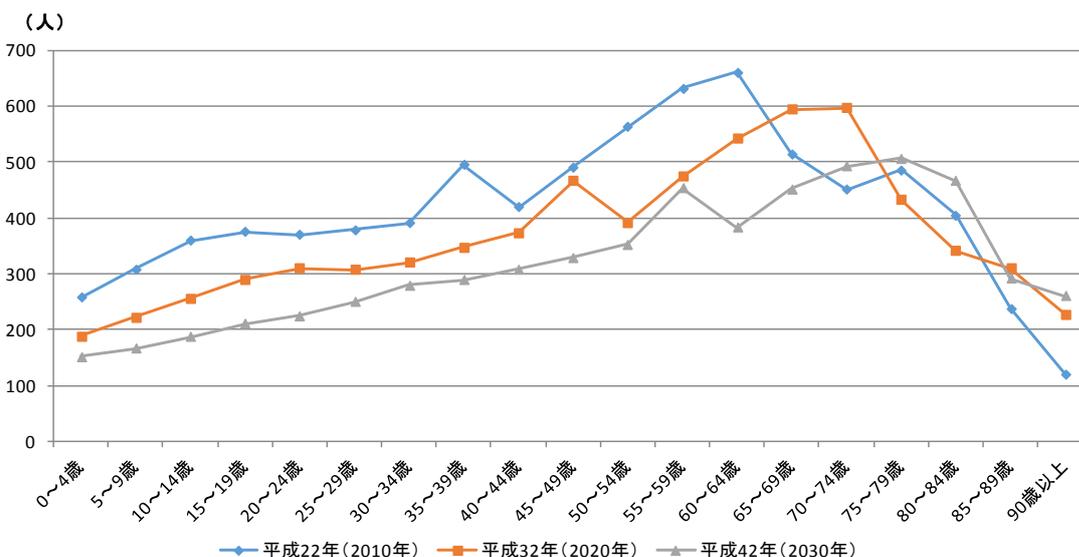
出典：国勢調査結果（総務省統計局）

#### (2) 年齢5歳階級別の人口推計

5歳階級の人口推計によると、20歳前後の人口が大きく減少することが予想されます。これに伴い、子どもの数も減少することが予想されます。

現在最も多い60歳前後の年齢層においても、今後は減少傾向に進むことが予想されます。

図表Ⅱ-2 人口推計（5歳階級）



出典：芝山町人口ビジョン及び芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）

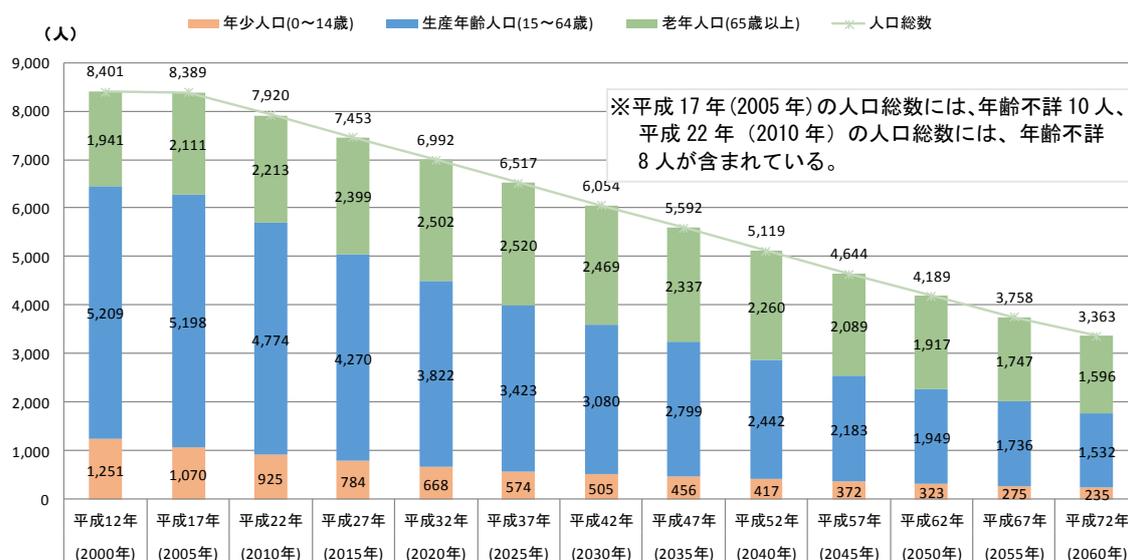
平成27年（2010年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）の推計値

### (3) 年齢3区別の人口推移と将来推計

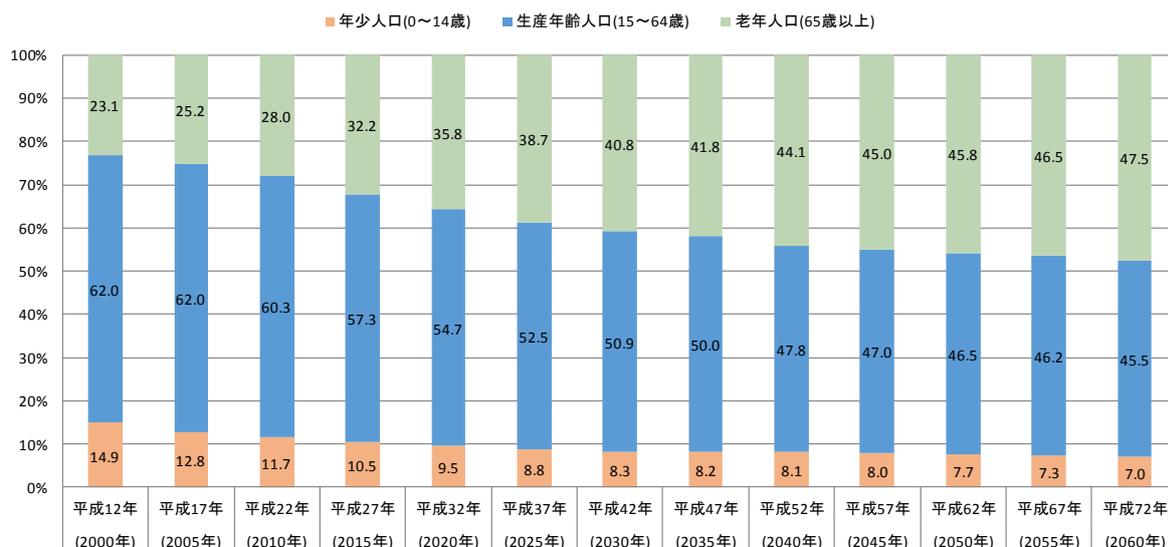
人口ピーク時の平成12年(2000年)に、老年人口は1,941人(23.1%)でしたが、平成22年(2010年)には2,213人(28.0%)に増加しています。一方、平成12年(2000年)から平成22年(2010年)にかけて、生産年齢人口は5,209人から4,774人、年少人口は1,251人から925人に減少しています。

平成27年(2015年)以降も高齢化が進み、平成72年(2060年)には高齢化率が47.5%となることが予想され、平成37年(2025年)以降は老年人口も減少に転じることが予想されています。

図表Ⅱ-3 年齢3区別の人口推移と将来推計



図表Ⅱ-4 年齢3区別の人口割合



出典：芝山町人口ビジョン及び芝山町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年3月)  
国勢調査結果(総務省統計局)

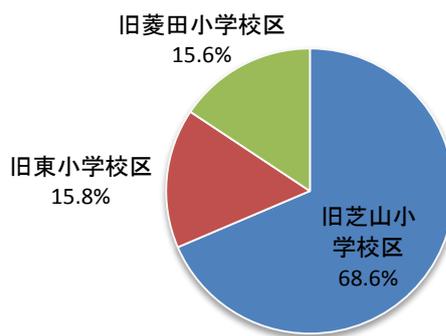
※平成27年(2015年)以降は、国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)の推計値

#### (4) 小学校区別の人口等

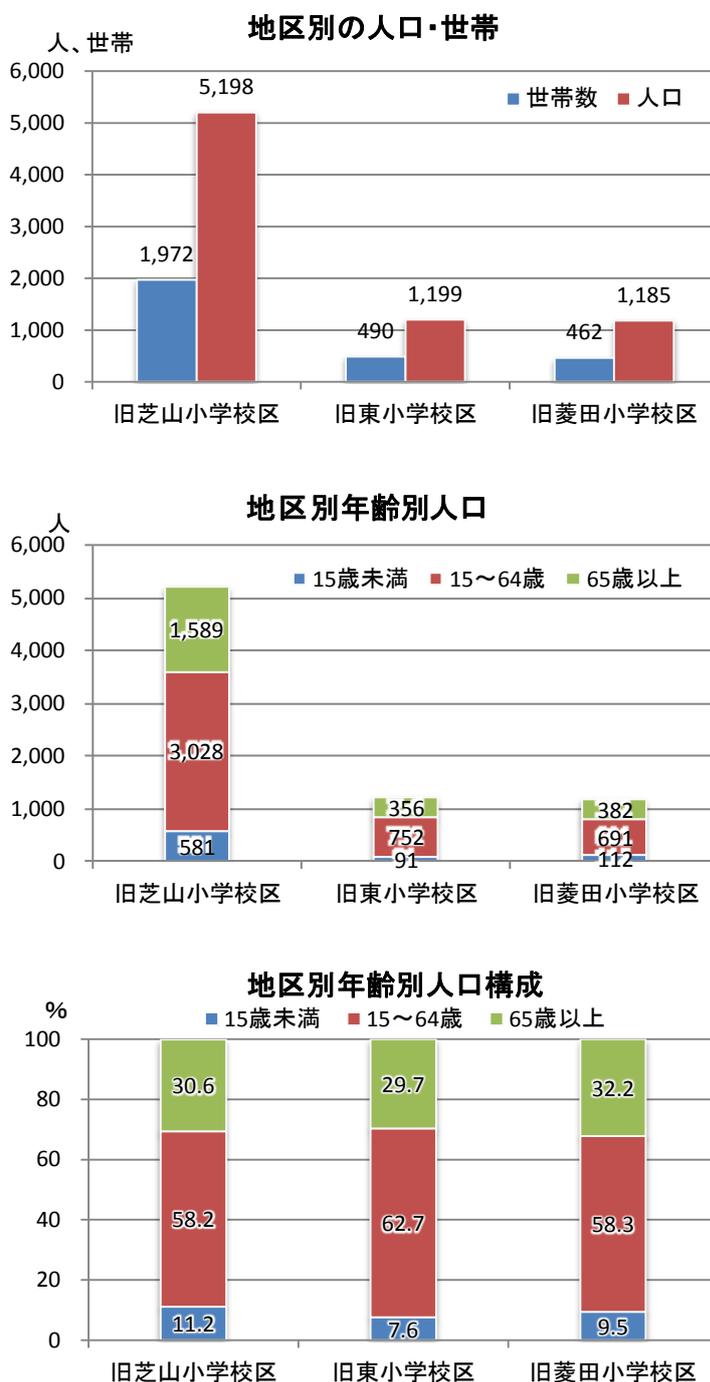
小学校区（地区）別に人口・世帯の状況を見ると、旧芝山小学校区が5,198人、1,972世帯、旧東小学校区が1,199人、490世帯、旧菱田小学校区が1,185人、462世帯となっています。

年齢別の人口については、65歳以上の高齢化率は各地区とも30%程度となっていますが、旧菱田小学校区では32.2%で最も高くなっています。15歳未満の年少人口の割合は旧芝山小学校区が旧東小学校区及び旧菱田小学校区に比べて高く11.2%です。

図表Ⅱ-5 地区別人口構成

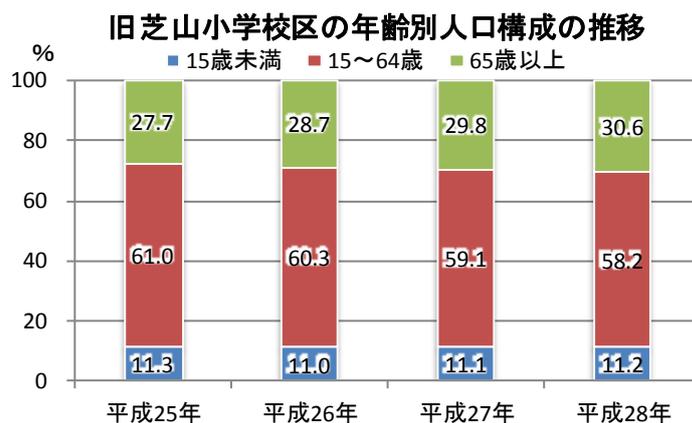
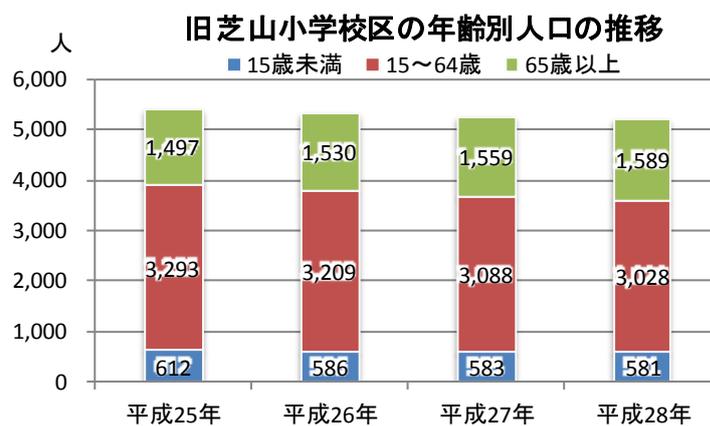
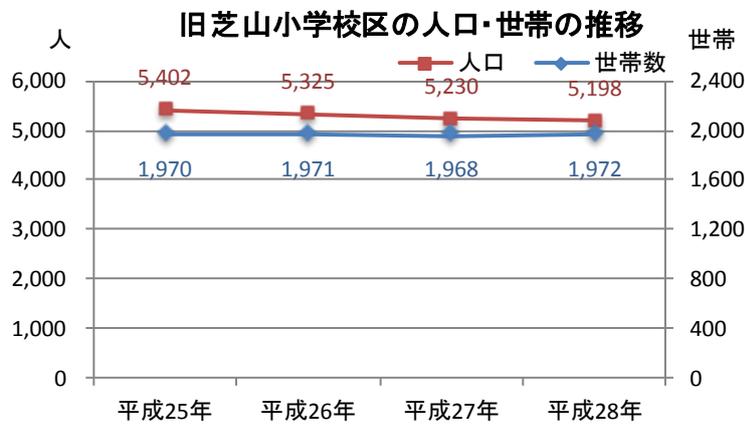


図表Ⅱ-6 小学校区（地区）別の人口等（住民基本台帳、平成28年（2016年）4月1日現在）



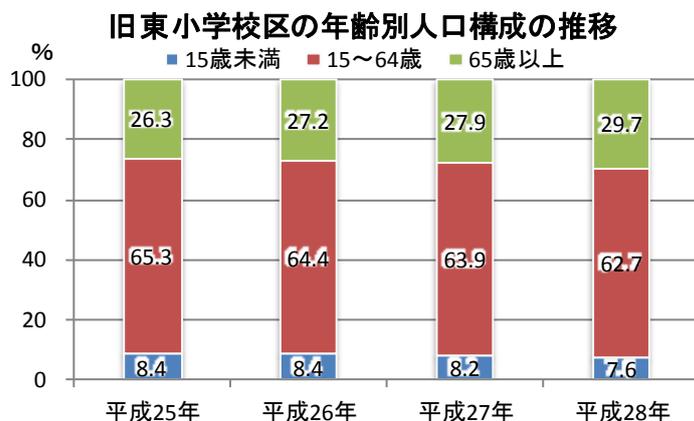
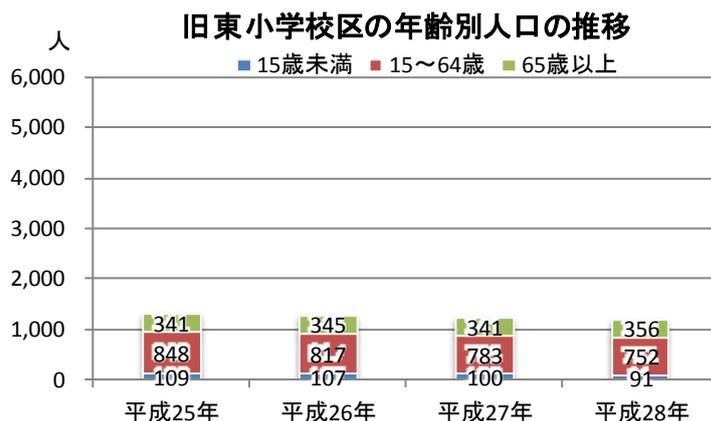
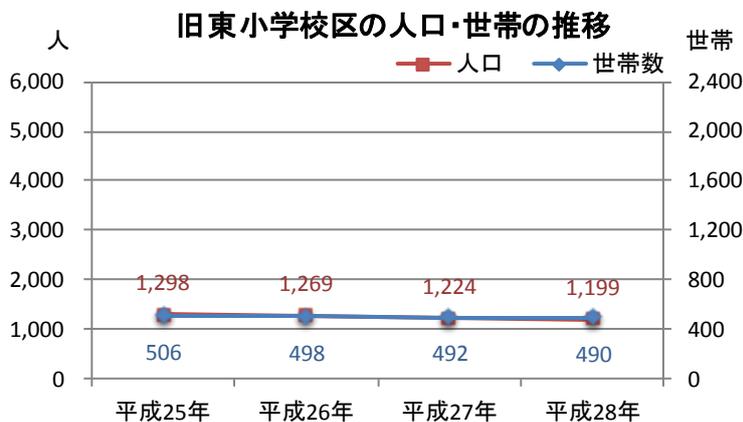
旧芝山小学校区では、世帯数は横這い傾向ですが、人口はやや減少傾向で推移しています。65歳以上の高齢化率は増加傾向、15歳未満の年少人口比率は横ばい傾向となっています。

図表Ⅱ-7 旧芝山小学校区の人口（住民基本台帳、各年4月1日現在）



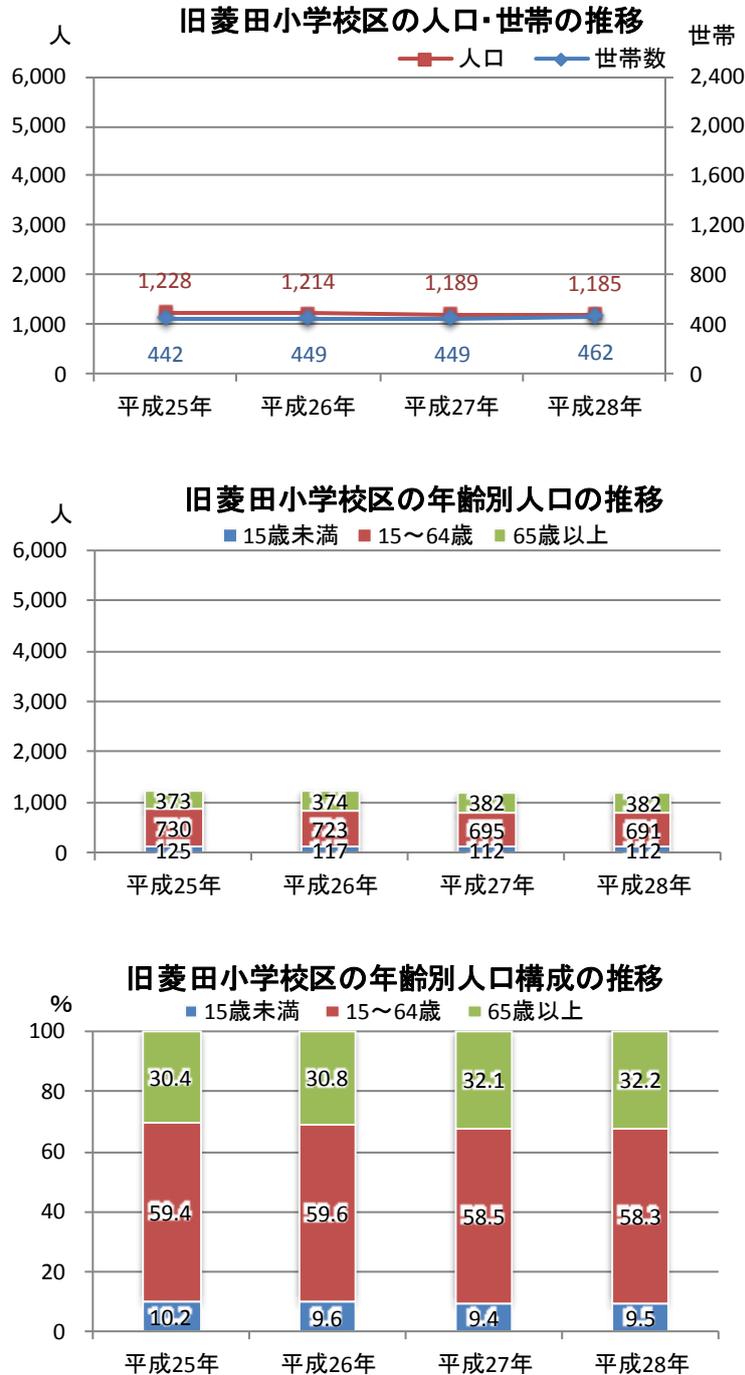
旧東小学校区でも旧芝山小学校区と同様に、世帯数は横這い傾向ですが、人口はやや減少傾向で推移しています。65歳以上の高齢化率は増加傾向ですが、15歳未満の年少人口比率は平成28年（2016年）にやや減少しました。

図表Ⅱ-8 旧東小学校区の人口（住民基本台帳、各年4月1日現在）



旧菱田小学校区では、他の地区とは異なり、世帯数はやや増加傾向、人口は横ばい傾向で推移しています。年齢別にみると、平成27年から平成28年の推移は、65歳以上の高齢化率は横ばい傾向に、15歳未満の年少人口比率も横ばい傾向になりました。

図表Ⅱ-9 旧菱田小学校区の人口（住民基本台帳、各年4月1日現在）



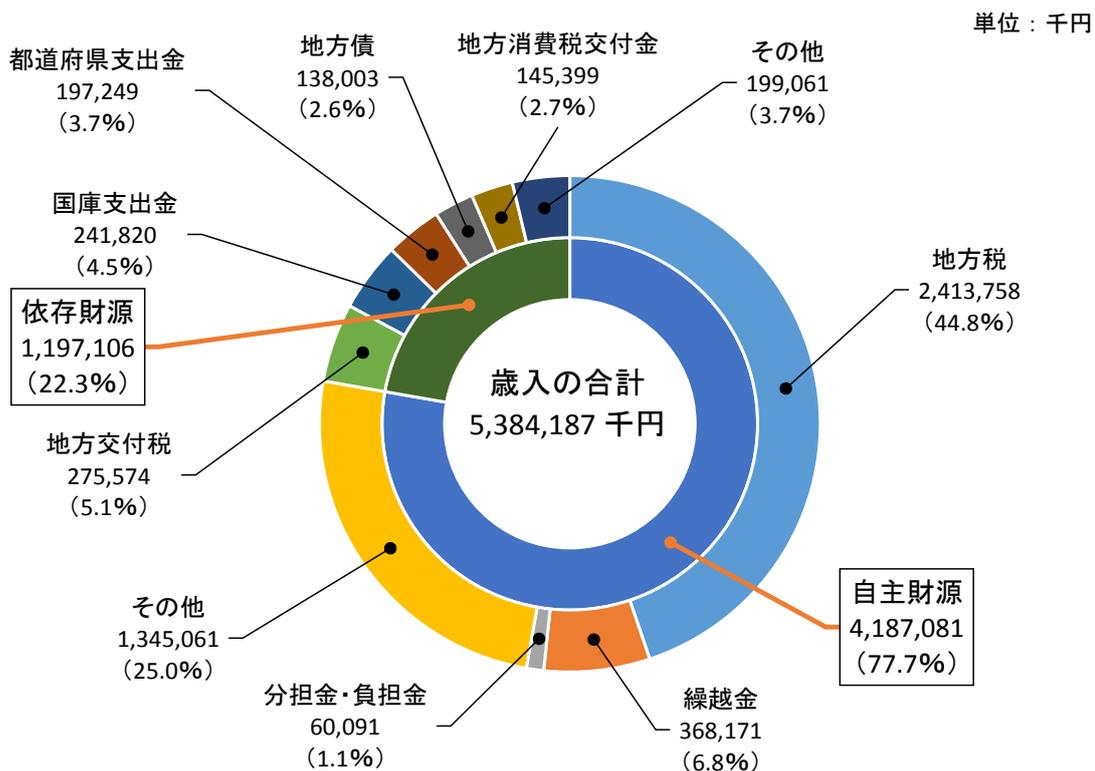
## 2. 財政・行政運営

### (1) 歳入

平成26年度（2014年度）決算における歳入の割合をみると、自主財源約77.7%、依存財源約22.3%となっています。

依存財源は、国の財政状況に左右されるため、財政基盤の強化には、自主財源の比率、特に地方税の割合を高めることが重要です。

図表Ⅱ-10 歳入決算額の内訳（平成26年度（2014年度）一般会計）



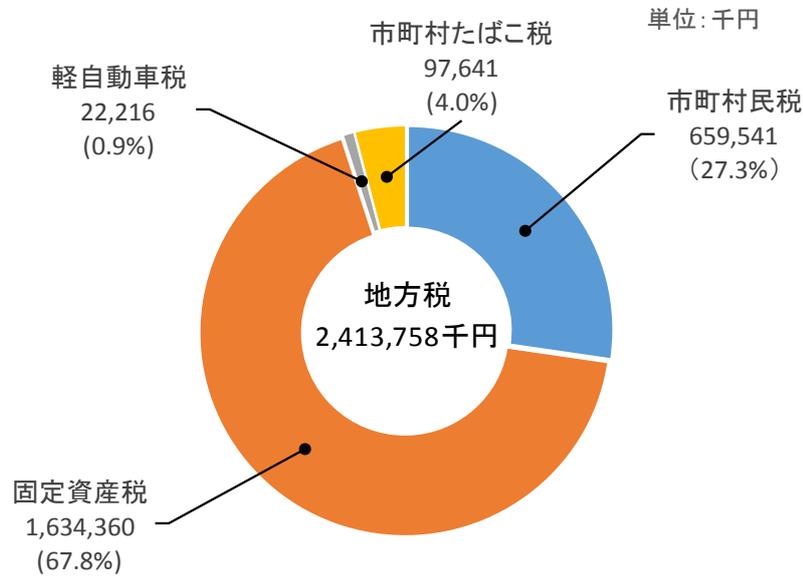
出典：芝山町の平成26年度（2014年度）財政状況資料集（千葉県HP）

自主財源	地方公共団体が自主的に収入することができる財源（地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など）
依存財源	国や県から交付される財源（地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債など）
地方交付税	地方公共団体の財源の均衡化を図るため、国税の一部を財源として国が一定の基準により地方公共団体に交付するもの
国庫支出金	国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金など
県支出金	県の市町村に対する支出金
地方債	建設事業などを行うための資金として調達する長期借入金

地方税の内訳をみると、市町村民税が全体の 27.3%、固定資産税が 67.8%で、この 2 つの税目で全体の 9 割以上を占めています。

自主財源のうち、地方税が半分以上を占め、地方税の約 7 割が固定資産税となっているため、自主財源の安定性は、確保されていると考えられます。

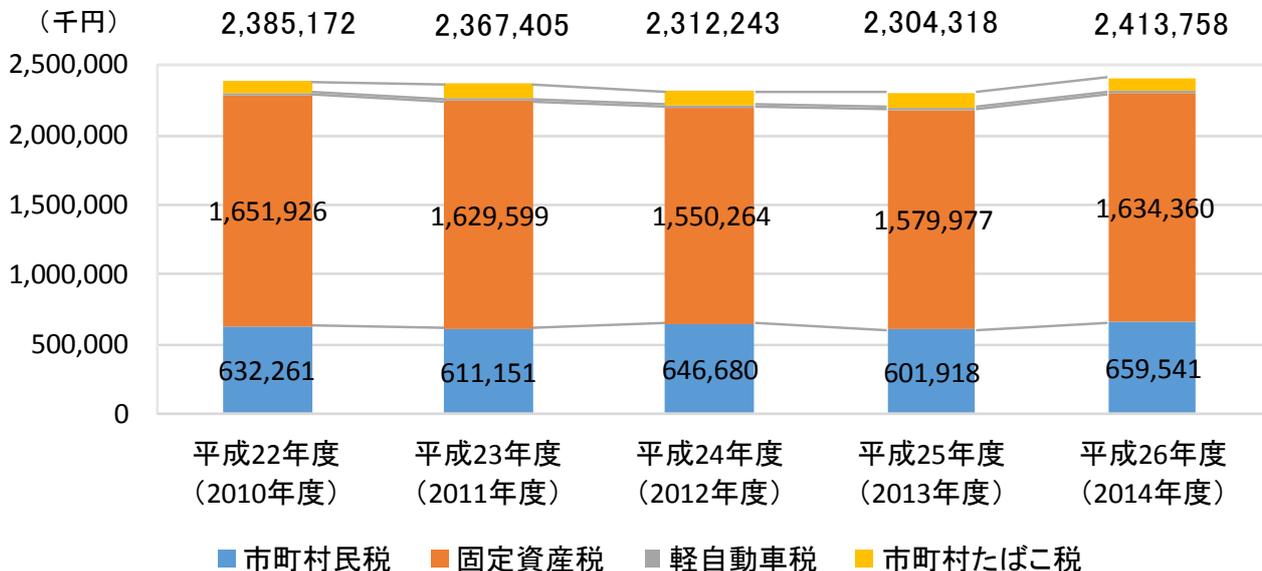
図表Ⅱ- 11 地方税の内訳（平成26年度（2014年度）一般会計）



出典：芝山町の平成26年度（2014年度）財政状況資料集（千葉県HP）

過去 5 年間の地方税の推移は、平成 25 年度（2013 年度）までは減少していましたが、平成 26 年度（2014 年度）は増加しています。しかし、人口推計でもわかるように、人口の減少が予想されていることから、市町村民税は減少していくことが見込まれ、固定資産税の税収維持が重要になります。

図表Ⅱ- 12 地方税の推移



出典：各年度の財政状況資料集（千葉県HP）

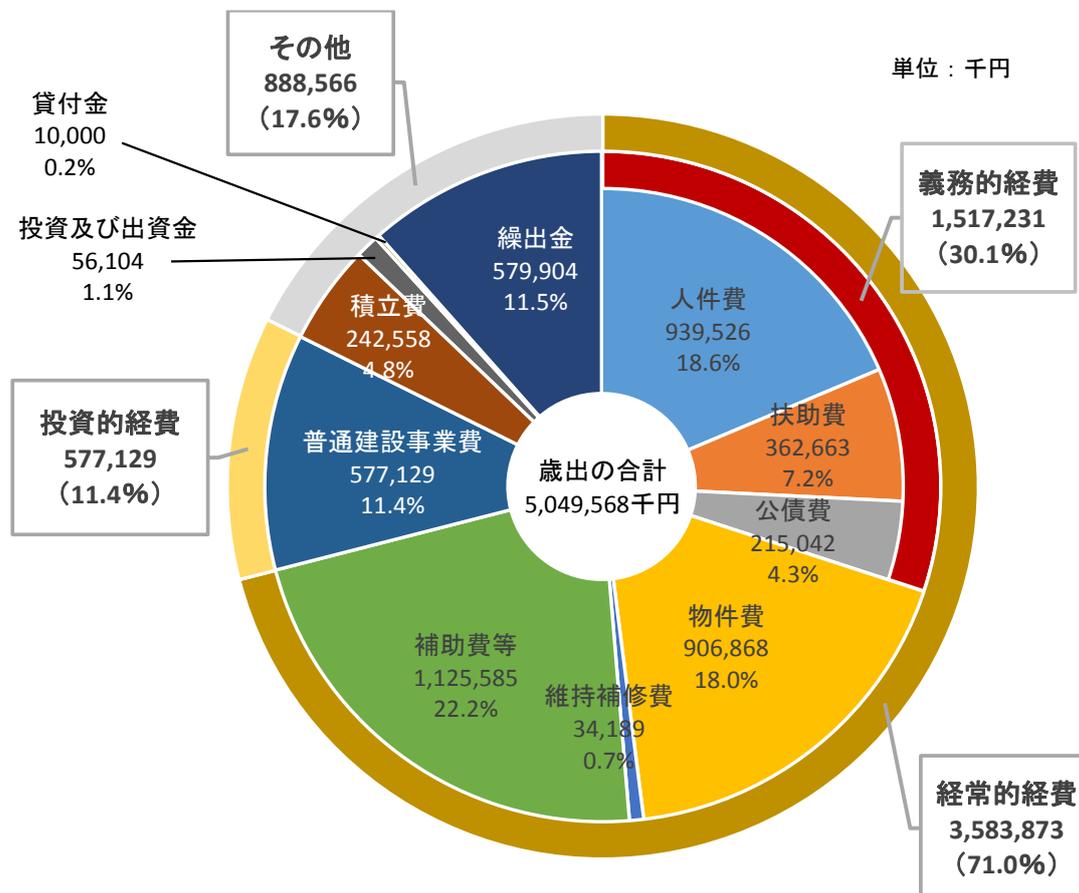
## (2) 歳出

平成26年度（2014年度）決算における歳出の割合をみると以下の通りとなります。

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費は、歳出全体の71.0%を占め、経常収支比率は90.2%となっています。

公共施設等の整備に充てることができる普通建設事業費は、11.4%となっています。

図表Ⅱ-13 性質別歳出決算額の内訳（平成26年度（2014年度）一般会計）



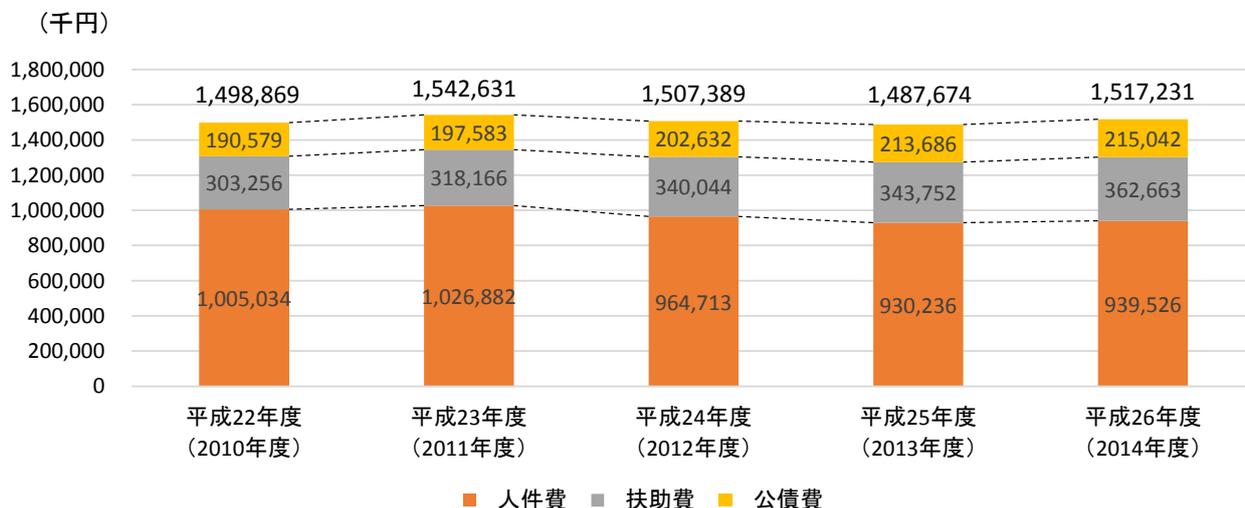
出典：芝山町の平成26年度（2014年度）財政状況資料集（千葉県HP）

経常的経費	毎年持続して固定的に支出される経費 (人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、経常的な繰出金など)
投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費 (普通建設事業費、災害復旧事業費など)
人件費	職員等に対して勤労の対価、報酬として支払われる経費
扶助費	社会保障制度の一環として、高齢者、障がい者、児童などを援助するための経費
公債費	町債の元金や利息の支払いに要する費用
義務的経費	支出が義務づけられ、任意に削減できない経費 (人件費、扶助費、公債費)
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に市町村税や地方交付税などの経常的な一般財源がどの程度充当されているかをみる指標

経常的経費のうち、任意に削減することのできない義務的経費の推移をみると、人件費は減少傾向にあります。景気低迷と少子高齢化などの影響により、扶助費が年々増加しており、また、公債費も増加傾向にあります。

今後も、少子高齢化が進むため、扶助費の増大は続くものと考えられます。

図表Ⅱ-14 義務的経費の推移

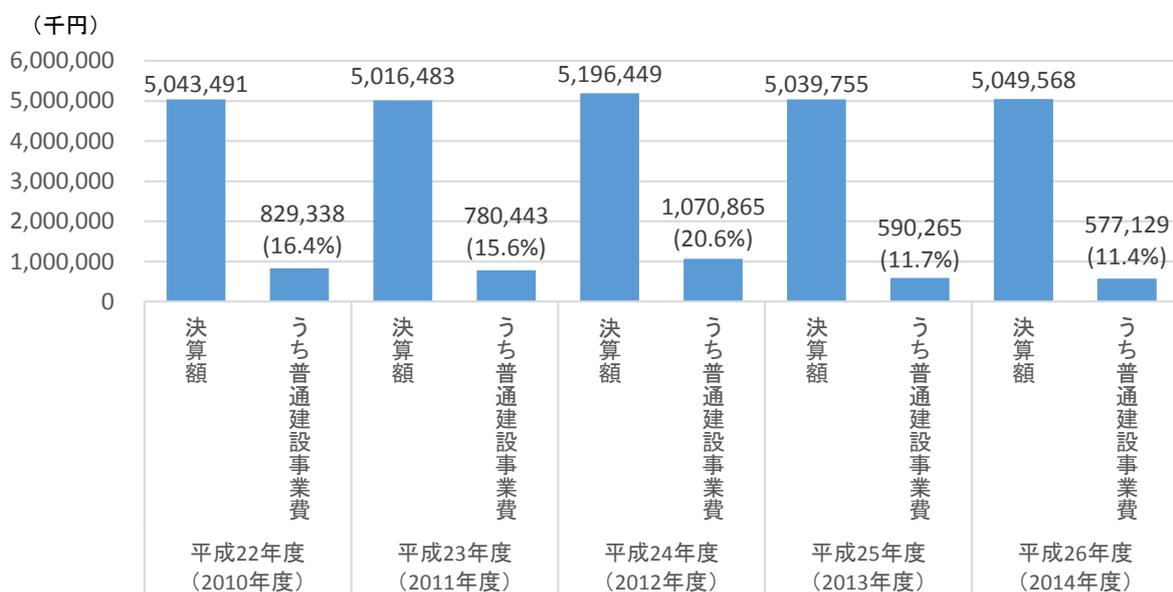


出典：各年度の財政状況資料集（千葉県HP）

### (3) 普通建設事業費

過去5年間の歳出はほぼ横ばいですが、普通建設事業費を見ると平成24年度(2012年度)が多くなっています。近年の2年間は少なくなっており、平成26年度(2014年度)は、平成24年度(2012年度)の半分程度となっています。今後、扶助費の増大により義務的経費が増えることが想定されることから、公共施設等の整備等に活用できる普通建設事業費の確保は、難しくなると考えられます。

図表Ⅱ-15 普通建設事業費の推移



出典：各年度の財政状況資料集（千葉県HP）

#### (4) 基金残高の推移

平成 26 年度（2014 年度）の芝山町の標準財政規模は、約 28.8 億円です。一般的に、財政調整基金※<sup>1</sup> と減債基金※<sup>2</sup> を足した残高が標準財政規模の 5%を下回ると、財政が非常に危険な水準と認識されていますが、本町では 10%を危険な水準として捉えています。標準財政規模の 10%は、金額として約 2.9 億円ですが、現在の歳出規模を維持しようとした場合、年間 5,000 万円程度の財政調整基金の逡減が容易に見込まれ、7 年後には非常に危険な水準に達することが想定されます。

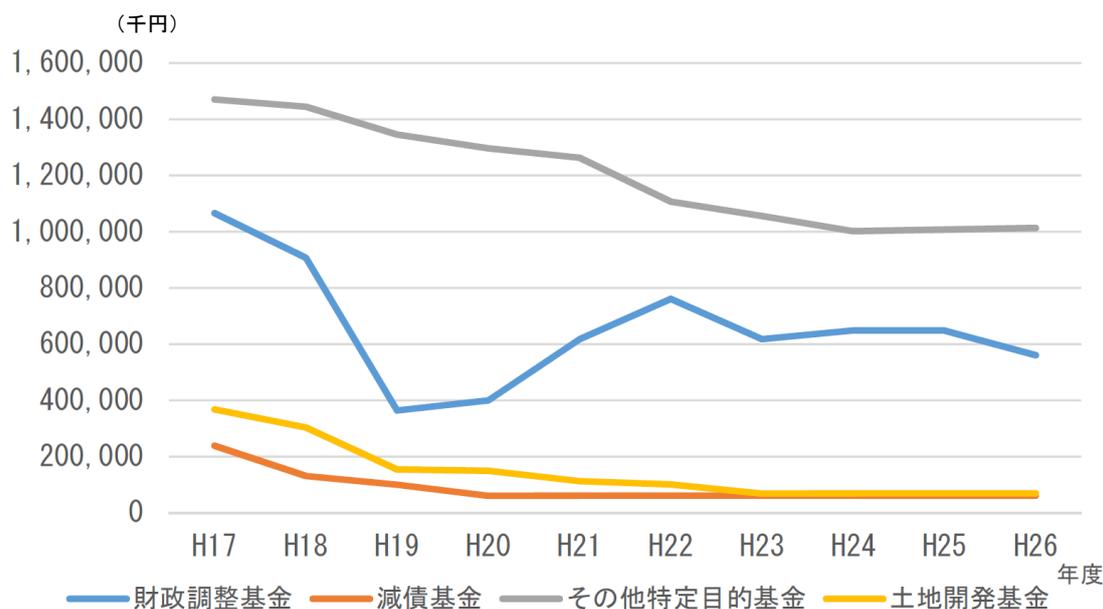
将来的に生産年齢人口の増加が見込めないことや高齢化率の増加から税収減、扶助費の増加から支出増となり、町の財政をひっ迫することが予想されるため、より積極的な歳出抑制が必要になります。

そのような状況のなかで、今後、公共施設の維持や再整備に必要な財源確保はより難しくなります。そのため、公共施設を適切にマネジメントし、合理化を推進することが求められます。

※1 自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

※2 町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するための基金。

図表Ⅱ-16 年末基金残高の推移



出典：芝山町の「収支の質」の評価について 総務課財政係

### Ⅲ. 公共施設の現状と分析・評価

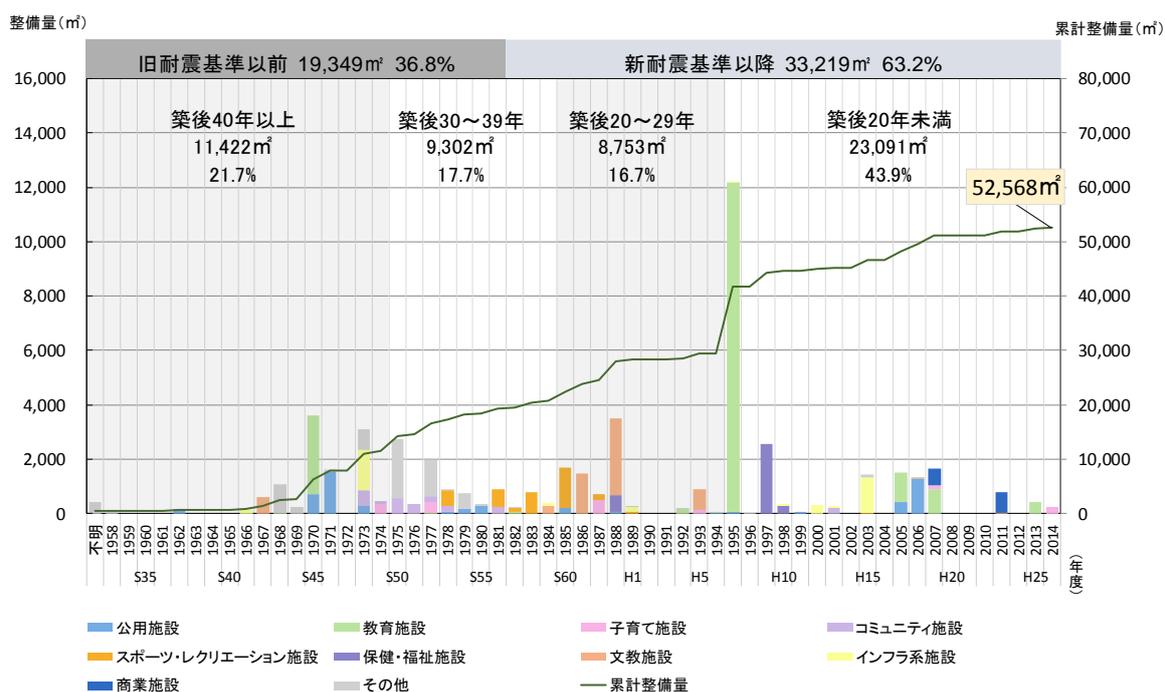
#### 1. 建築物

##### (1) 建築年別整備状況

本町が保有する公共建築物の総延床面積は52,568㎡となっています。平成27年(2015年)4月1日の本町の人口は、7,643人なので町民一人当たり約6.88㎡/人となっています。

築年別整備状況をみると、昭和40～60年代(1960年代後半～1980年代後半)に多く整備されています。平成7年度(1995年度)に大規模な施設である芝山中学校が建設されたため、整備量が突出しています。築後年数別にみると、築後20年未満が43.9%(23,091㎡)となっており、芝山中学校の面積が大きな割合を占めています。ついで、築後40年以上(築年度不明を含む)が21.7%となっています。また、旧耐震基準以前(1981年度以前)と新耐震基準以降(1982年度以降)の建物の面積割合をみると、旧耐震基準以前(1981年度以前)の建物(築年度不明を含む)の割合が36.8%(19,349㎡)、新耐震基準以降(1982年度以降)の建物が63.2%(33,219㎡)となっており、新耐震基準以降(1982年度以降)の建物の面積が大きい状況となっています。

図表Ⅲ-1 公共建築物の築年別整備状況

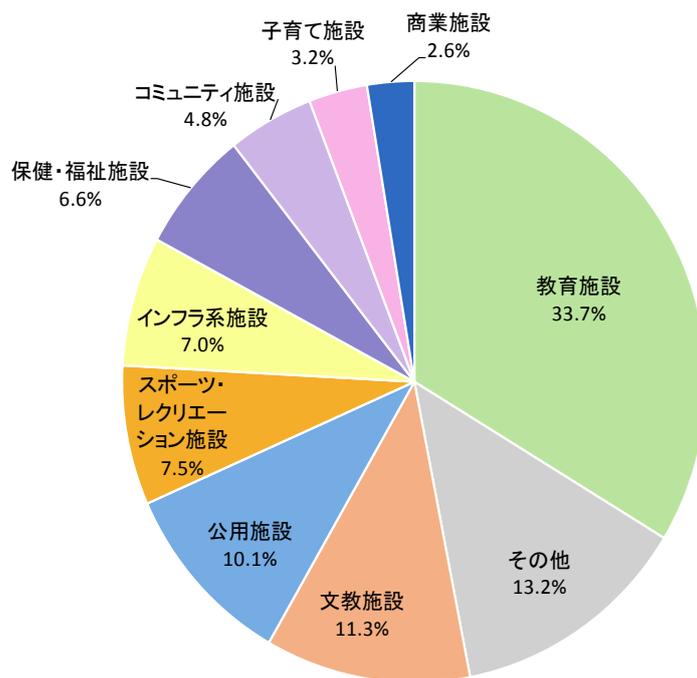


## (2) 用途別の延床面積割合

用途別の施設割合は、教育施設が 33.7%と最も多く、ついで、その他施設（用途廃止施設等）が 13.2%、文教施設が 11.3%、公用施設が 10.1%となっています。

教育施設の割合が最も大きくなるのは、多くの自治体と同様ですが、その他に分類された施設（用途廃止した施設）が 2 番目に大きな割合となることは芝山町の特徴です。その他は、具体的な活用が定まっていない施設が多いことから、今後の方向性を早期に決定することが求められます。

図表Ⅲ- 2 用途別の延床面積割合



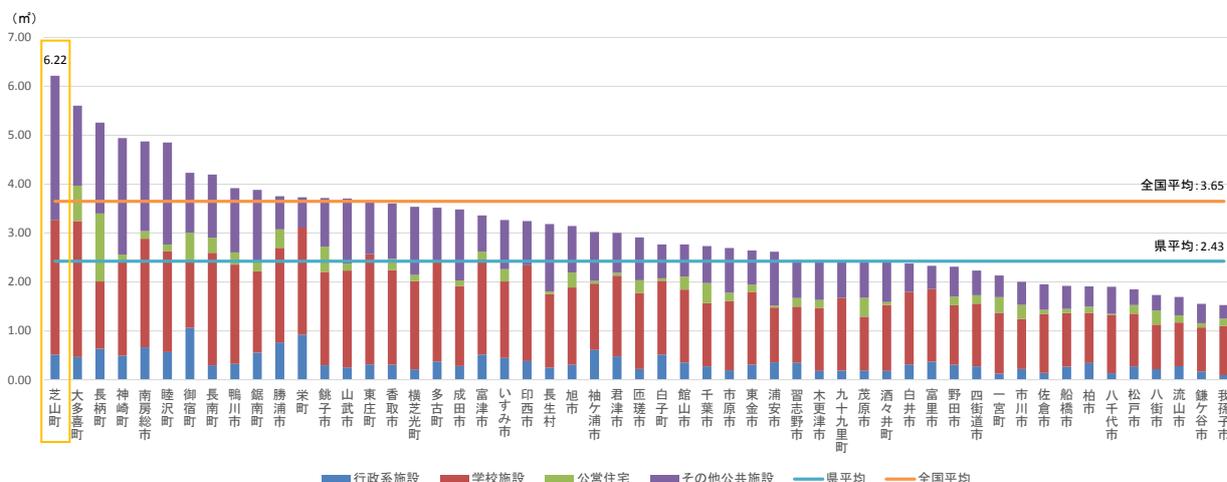
### (3) 他市町村との比較

平成24年(2012年)の総務省の公共施設状況調経年比較表にもとづいて、県内自治体の1人当たりの公共施設面積を比較すると、本町は町民1人当たりの公共施設面積は6.22㎡<sup>\*</sup>となっており、千葉県内で最も大きくなっています。

庁舎等の公用施設や学校施設は、人口規模にかかわらず必要となるため、人口規模の小さい自治体では、1人当たり公共施設面積は大きくなる傾向にあります。そのため、全国の人口規模が同等(7,000~7,999人)の類似市町村と比較すると、26都市の中で下から6番目と1人当たりの面積は類似市町村の平均(9.24㎡/人)よりも下回ります。

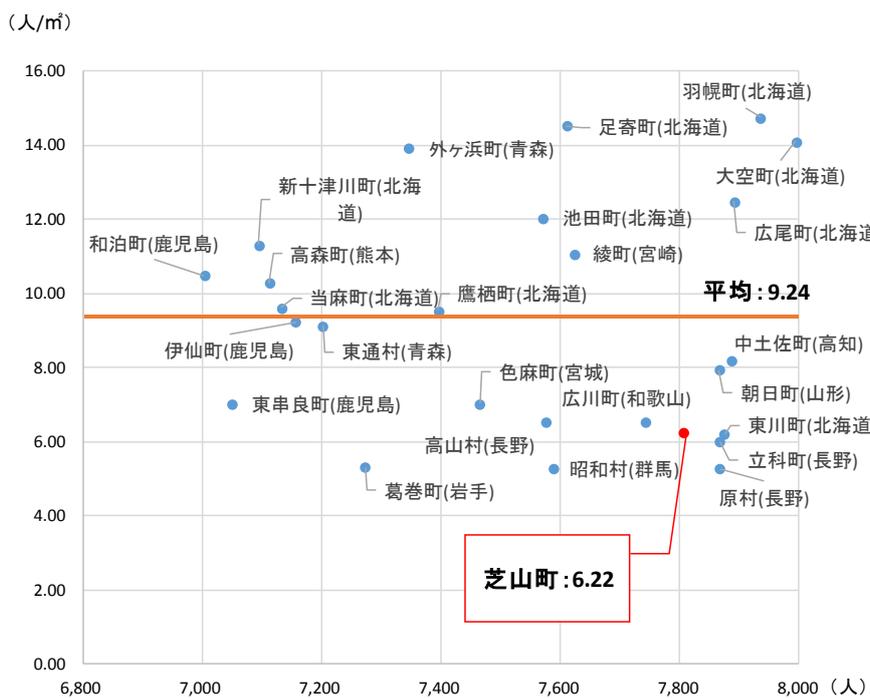
※人口及び公共施設面積が異なるため、15ページの1人当たり公共施設面積とは乖離があります。

図表Ⅲ-3 県内市町村との比較



出典：総務省の公共施設状況調経年比較表

図表Ⅲ-4 人口規模が同等(約7,000人)の類似市町村との比較



市町村	公共施設面積(㎡)	人口(人)	人/㎡	順位
羽幌町(北海道)	117,046	7,936	14.75	1
足寄町(北海道)	110,655	7,611	14.54	2
大空町(北海道)	112,731	7,995	14.10	3
外ヶ浜町(青森)	102,247	7,347	13.92	4
広尾町(北海道)	98,579	7,892	12.49	5
池田町(北海道)	91,275	7,572	12.05	6
新十津川町(北海道)	80,281	7,095	11.32	7
綾町(宮崎)	84,376	7,623	11.07	8
和泊町(鹿児島)	73,428	7,004	10.48	9
高森町(熊本)	73,207	7,112	10.29	10
当麻町(北海道)	68,686	7,133	9.63	11
鷹栖町(北海道)	70,523	7,396	9.54	12
伊仙町(鹿児島)	66,119	7,157	9.24	13
東通村(青森)	65,831	7,202	9.14	14
中土佐町(高知)	64,597	7,887	8.19	15
朝日町(山形)	62,515	7,866	7.95	16
色麻町(宮城)	52,507	7,465	7.03	17
東串良町(鹿児島)	49,415	7,050	7.01	18
廣川町(和歌山)	50,769	7,743	6.56	19
高山村(長野)	49,513	7,576	6.54	20
芝山町(千葉)	48,530	7,808	6.22	21
東川町(北海道)	48,905	7,875	6.21	22
立科町(長野)	47,174	7,868	6.00	23
葛巻町(岩手)	38,599	7,273	5.31	24
昭和村(群馬)	40,123	7,589	5.29	25
原村(長野)	41,543	7,867	5.28	26

出典：総務省の公共施設状況調経年比較表

図表Ⅲ- 5 公共建築物配置図（平成27年（2015年）4月1日現在）



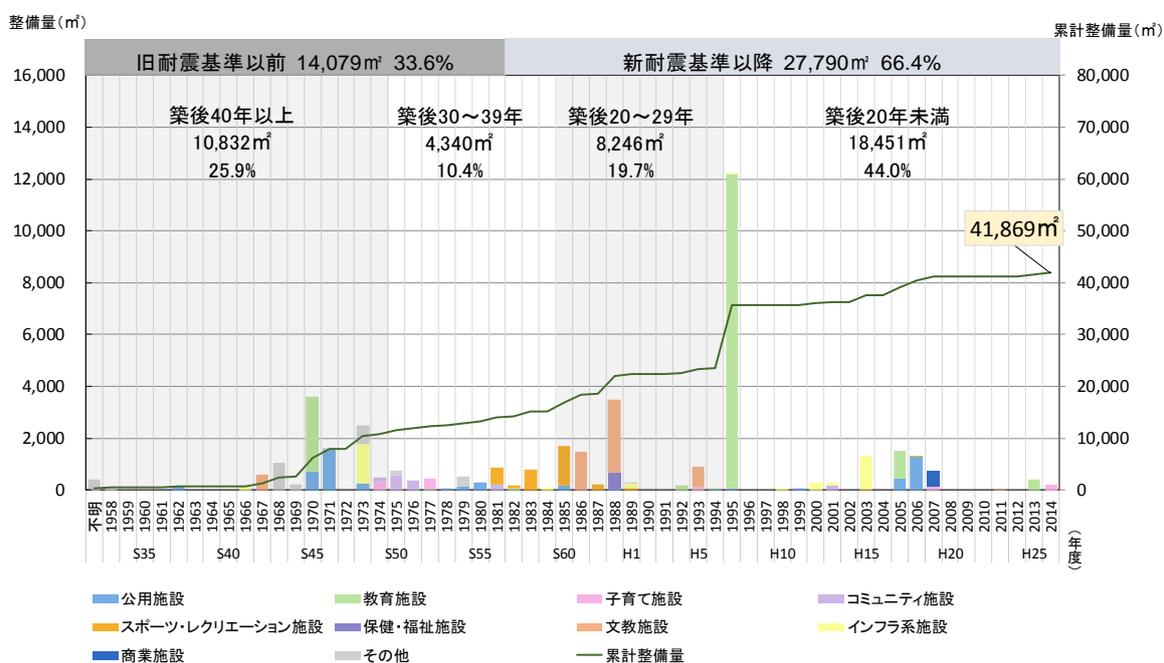
#### (4) 旧学校区別整備状況

##### ①旧芝山小学校区

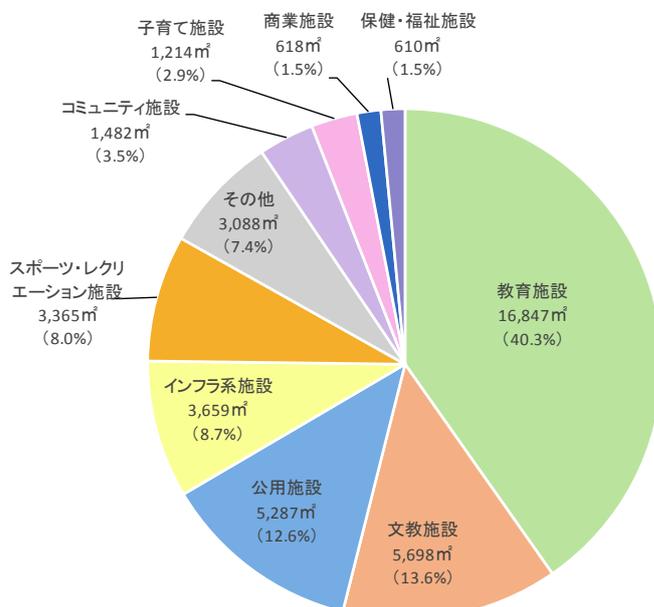
旧芝山小学校区の公共建築物の総延床面積は 41,869 m<sup>2</sup>であり、町全体の 79.7%を占めています。築後年数別にみると、芝山中学校の面積が大きいため築後 20 年未満が 44.0%と高い割合となっています。築後 20～29 年は、19.7%となっており、築後 29 年未満が全体の 63.7%と比較的新しい施設が多くあります。また、旧耐震基準以前（1981 年度以前）と新耐震基準以降（1982 年度以降）の建物の面積割合をみると、旧耐震基準以前（1981 年度以前）の建物の割合が 33.6%（14,079 m<sup>2</sup>）、新耐震基準以降（1982 年度以降）の建物が 66.4%（27,790 m<sup>2</sup>）となっています。

用途別の割合をみると、教育施設が 40.3%と最も多く、ついで、文教施設が 13.6%、公用施設が 12.6%となっています。

図表Ⅲ- 6 旧芝山小学校区における公共建築物の築年別整備状況



図表Ⅲ- 7 旧芝山小学校区における用途別の延床面積割合

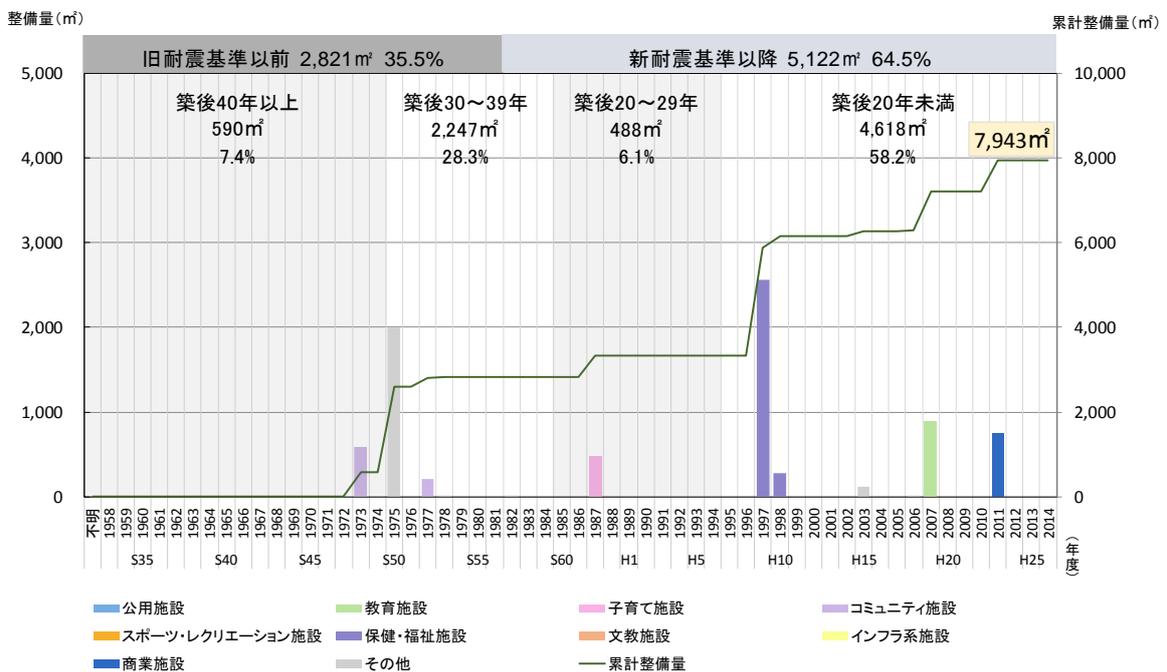


## ②旧東小学校区

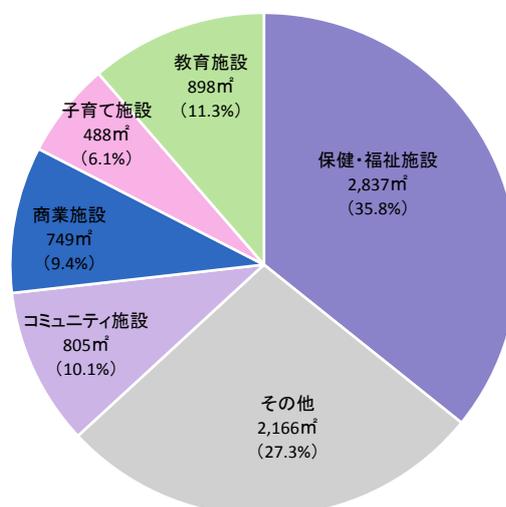
旧東小学校区の公共建築物の総延床面積は 7,943 m<sup>2</sup>であり、町全体の 15.1%を占めています。築後年数別にみると、築後 20 年未満が 58.2%を占め、築後 20～29 年は、6.1%となっています。築後 29 年未満が全体の 64.3%と比較的新しい施設が多くあります。また、旧耐震基準以前（1981 年度以前）と新耐震基準以降（1982 年度以降）の建物の面積割合をみると、旧耐震基準以前（1981 年度以前）の建物の割合が 35.5%（2,821 m<sup>2</sup>）となっています。

また、用途別の割合をみると、保健・福祉施設が 35.8%と最も多く、ついで、その他が 27.3%、コミュニティ施設が 10.1%となっています。

図表Ⅲ- 8 旧東小学校区における公共建築物の築年別整備状況



図表Ⅲ- 9 旧東小学校区における用途別の延床面積割合



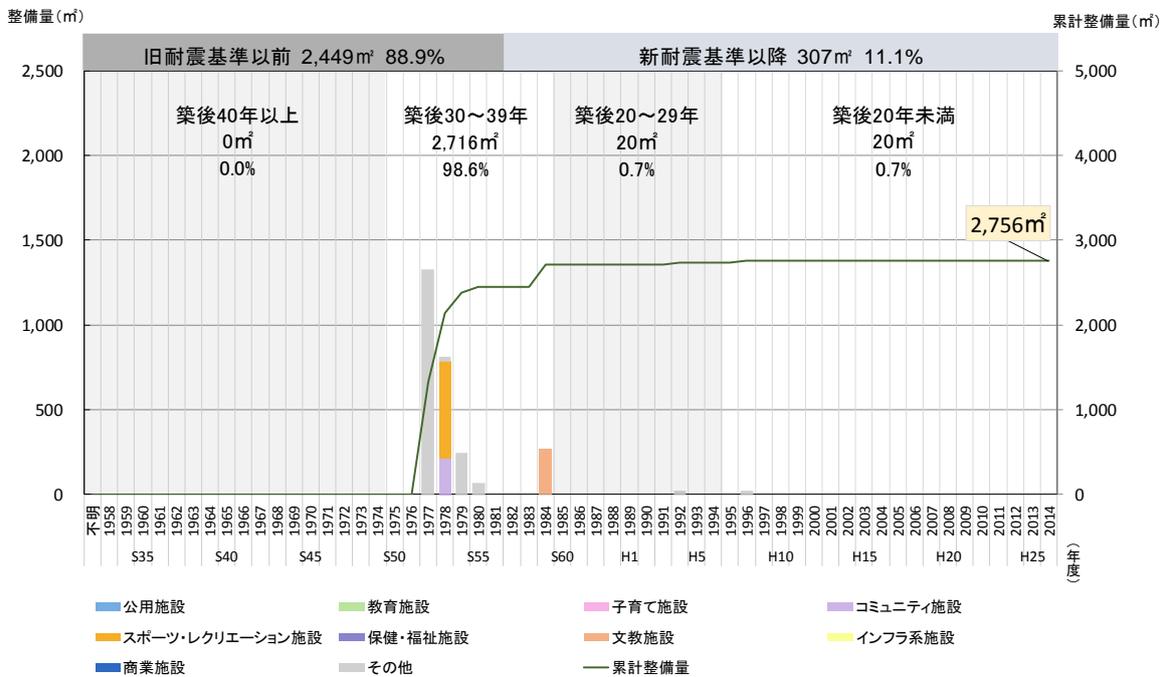
### ③旧菱田小学校区

旧菱田小学校区の公共建築物の総延床面積は2,756㎡であり、町全体の5.2%を占めています。築後年数別にみると、築後20年未満と築後20～29年がそれぞれ0.7%しかなく、築後30～39年が98.6%とほとんどが築後30年以上を経過しており、老朽化が進んでいることが分かります。

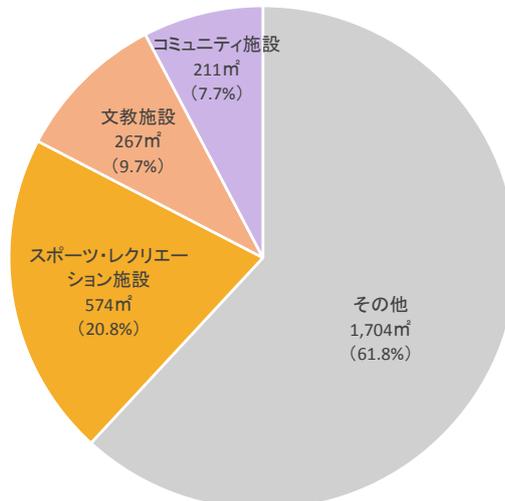
また、旧耐震基準以前（1981年度以前）と新耐震基準以降（1982年度以降）の建物の面積割合をみると、旧耐震基準以前（1981年度以前）の建物の割合が88.9%（2,449㎡）、新耐震基準以降（1982年度以降）の建物が11.1%（307㎡）となっています。

また、用途別の割合をみると、その他が61.8%と最も多く、ついで、スポーツ・レクリエーション施設が20.8%、文教施設が9.7%となっています。

図表Ⅲ-10 旧菱田小学校区における公共建築物の築年別整備状況



図表Ⅲ-11 旧菱田小学校区における用途別の延床面積割合



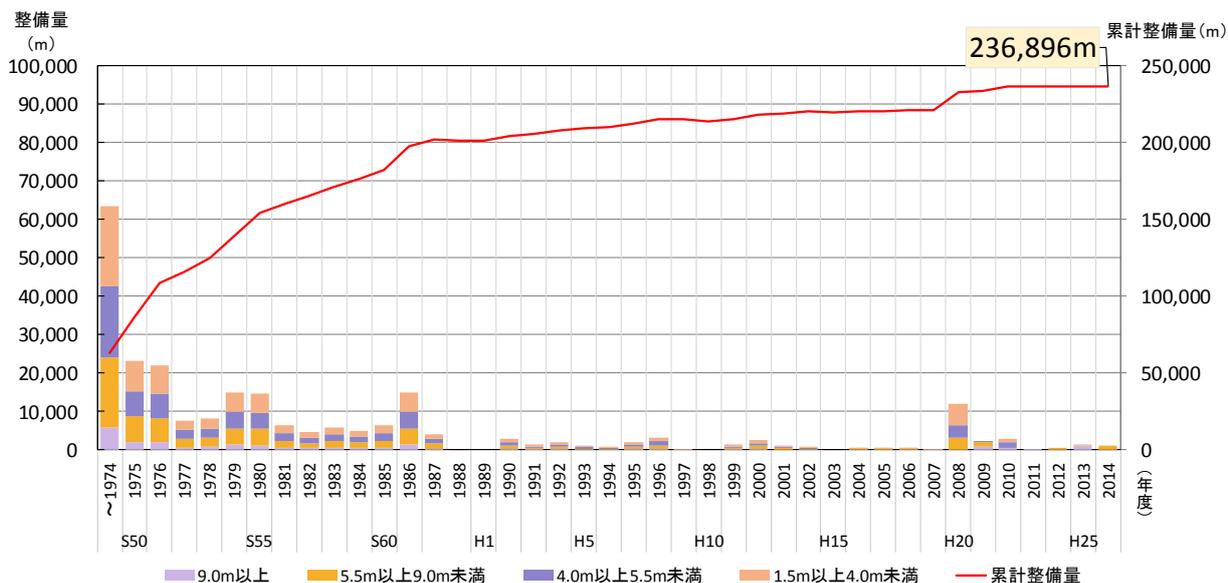
## 2. 道路

道路の整備状況は、平成 20 年度（2008 年度）以前は、公共施設状況調査による総延長し  
かわからないため、平成 26 年度（2014 年度）の道路整備の構成比より各年の幅員別の整備量  
を試算しています。

道路の整備状況は、平成 26 年度（2014 年）時点で約 236.9km 整備されています。そのうち、  
幅員が 1.5m 以上 4.0m 未満のものが最も多く、32.9%（約 77.9km）となっています。ついで、  
4.0m 以上 5.5m 未満及び 5.5m 以上 9.0m 未満が 28.9%（約 68.5km）となっています。

毎年の整備量の差分から、年別の整備量を整理すると下図のように整理できます。本町に  
おける道路は 1970 年代から 1980 年代後半に掛けて多く整備されてきたことが分かります。

図表Ⅲ- 12 道路の整備状況



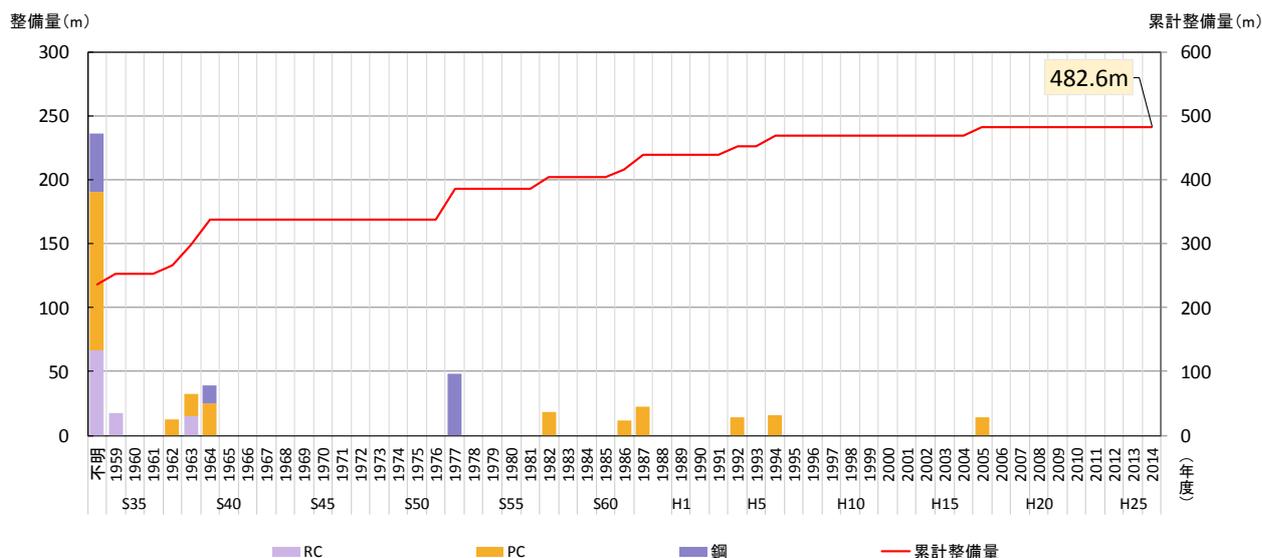
### 3. 橋梁

橋梁は、54 橋、総延長約 482.6m、総面積が約 2,276.9 m<sup>2</sup>整備されています。構造別にみると、PC 橋が最も多く 57.1% (275.6m)、ついで鋼橋が 22.6% (108.9m)、RC 橋が 20.3% (98.0m) となっています。

PC：工場などであらかじめ製造される鉄筋コンクリート部材のことで、Precast Concrete の頭文字をとったもの。現場ですぐに組み立て・取り付けができる。

RC：鉄筋コンクリートのことで、Reinforced Concrete の頭文字をとったもの。

図表Ⅲ- 13 橋梁の整備状況



出典：橋梁長寿命化計画におけるデータ

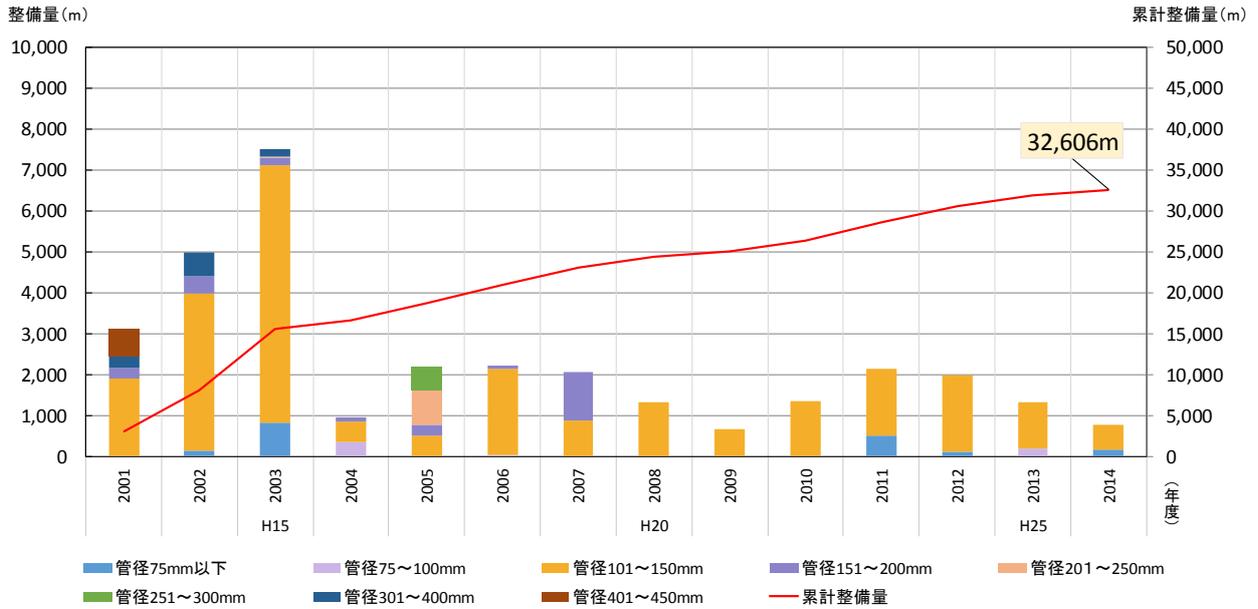
### 4. 上水道

現在、町が管理している上水道はありません。

## 5. 下水道

下水道は、総延長約 32.6 kmが整備されており、そのうち、管径 150mm が 75.3% (24.6km) を占めており、ついで 200mm が 7.8% (2.5km) となっています。下水道は他のインフラ施設と違い、平成 13 年度 (2001 年度) から整備されており、新しい施設となっています。平成 13 年度 (2001 年度) ~平成 15 年度 (2003 年度) に多く整備されており、近年も整備が続いています。

図表Ⅲ- 14 下水道の整備状況

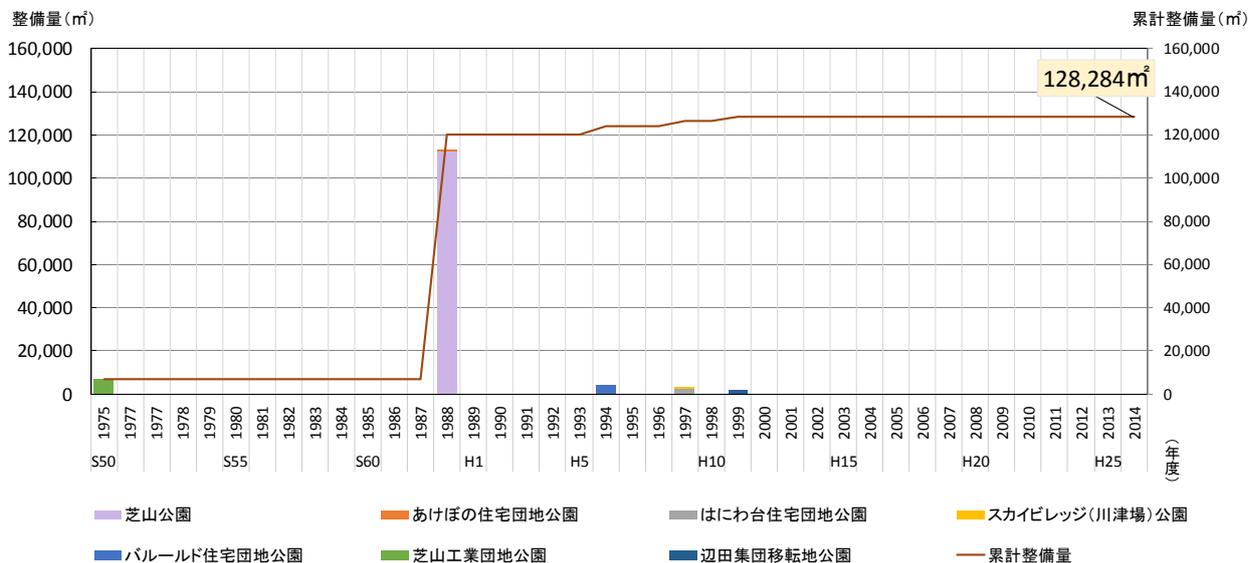


出典：下水道台帳管渠調書

## 6. 公園

公園は、総敷地面積約 12.8 万㎡となっています。芝山公園が多くを占めており、約 88.3% (11.3 万㎡) となっています。団地公園などは民間から移管された公園となっています。

図表Ⅲ- 15 公園の整備状況



※民間から町に移管された公園もあるため、登記簿に登録された年月日をもとに作成しています。

出典：公園施設台帳

## IV. 将来の施設更新投資等の試算

### 1. 更新投資の試算について

これまでに整備されたインフラを含む全ての公共施設等は、大規模修繕や更新（建替等）を行う必要があります。また、今後将来に向けてこれら施設の更新投資費用や財源確保及び最適な保有量等について検討しなければなりません。そのため、将来に発生する更新投資費用等について一定の基準に基づいて積算を行います。

一方で公共施設等の削減には限界があるため、財政収支バランスを考慮し、公共施設等に係る更新投資以外で削減する費用についても検討します。

## 2. 更新投資試算の方法

平成 27 年（2015 年）4 月 1 日の整備量を基に、平成 28 年度（2016 年度）から平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間の公共施設等における将来の更新費用を試算します。

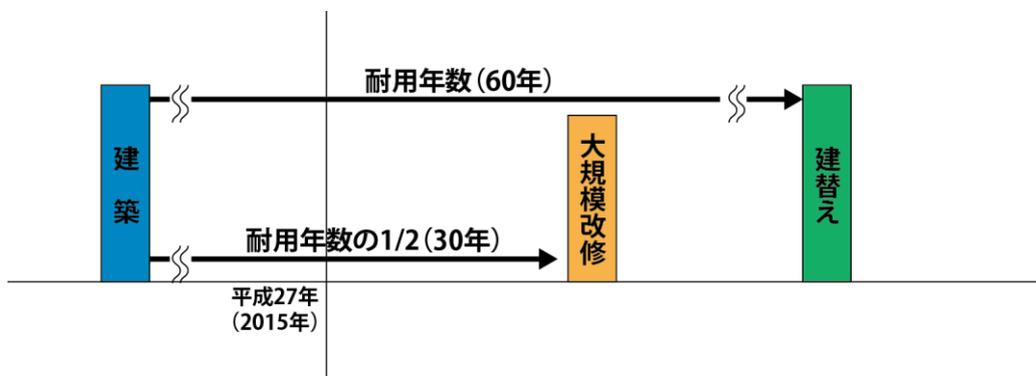
### （1）公共建築物

更新費用の試算は、総務省推奨の「公共施設等更新費用試算ソフト（平成 28 年版）」（以下、「総務省ソフト」とする。）の試算条件を準用し、現在の保有施設の更新費用を試算します。

#### 【更新費用試算条件】

##### ①更新年を迎えていない場合

耐用年数の 1/2 経過時点で大規模改修し、その後 1/2 経過時点で建替ることとします。大規模改修及び建替時の整備単価は、「総務省ソフト」を準用し、以下のように設定します。

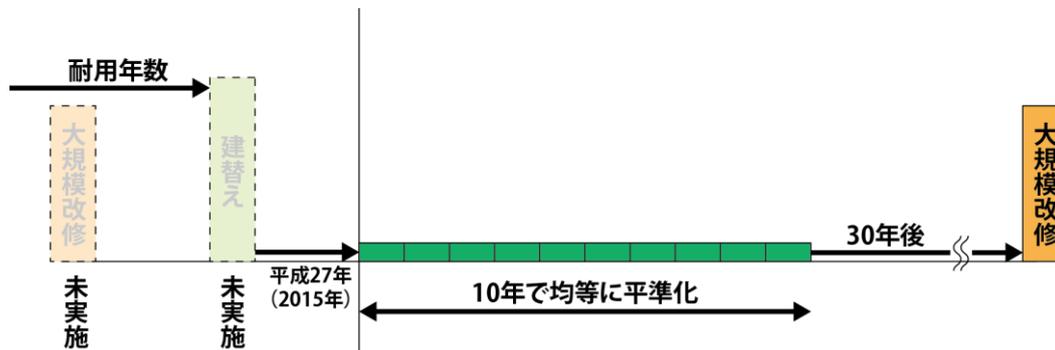


図表IV- 1 公共建築物の更新単価

No.	施設区分	(総務省分類の当てはめ)	単価 (万円/㎡)		法定耐用年数	改修実施年数
			大規模改修	更新(建替)		
1	公用施設	行政系施設	25	40	60	30
2	教育施設	学校教育系施設	17	33		
3	子育て施設	子育て支援施設	17	33		
4	コミュニティ施設	市民文化系施設	25	40		
5	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ・レクリエーション系施設	20	36		
6	保健・福祉施設	保健・福祉施設	20	36		
7	文教施設	社会教育系施設	25	40		
8	インフラ系施設	供給処理施設	20	36		
9	商業施設	産業系施設	25	40		
10	その他	その他	20	36		

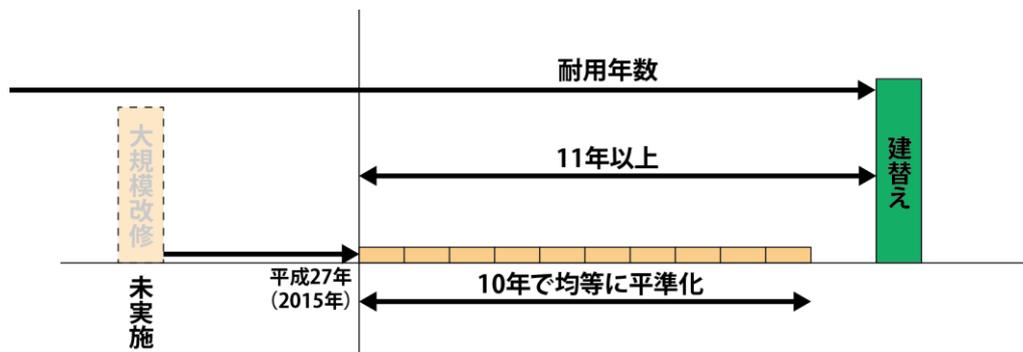
②大規模改修予定年、建替え予定年ともに過ぎている場合

建替えを実施することとし、その金額を今後 10 年で均等に平準化して試算します。大規模改修は均等に平準化した各年の 30 年後に発生するものとして試算します。



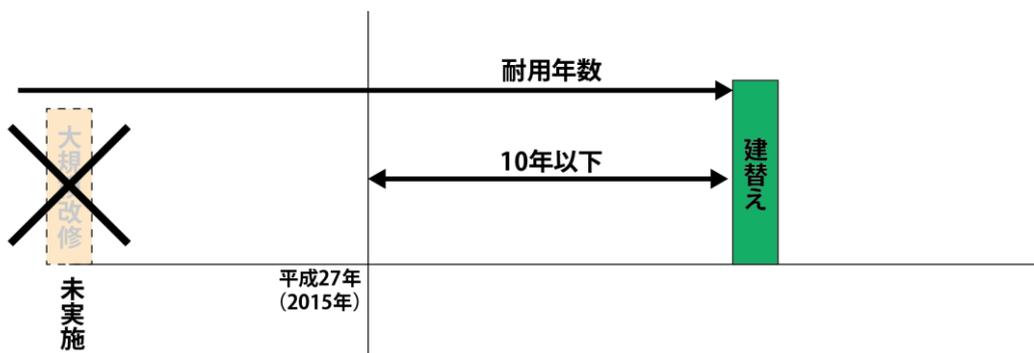
③大規模改修予定年は過ぎているが、建替え予定年まで 11 年以上ある場合

大規模改修を実施することとしていますが、その金額を今後 10 年で均等に平準化して試算します。建物は、建替え予定年まで使用し、その年に予定通り建替えることとします。



④大規模改修予定年は過ぎているが、建替え予定年まで 10 年以下の場合

大規模改修は行わない（建替えの時期が近いため）こととし、建物は、建替え予定年まで使用し、その年に予定通り建替えることとします。



※解体を予定している旧芝山高等技術専門校の一部の建物と旧旅籠 住宅（西村屋旅館、藤屋）は、更新しないものとします。

## (2) インフラ施設

### ①道路

更新費用は、「総務省ソフト」の試算条件を準用し、耐用年数を15年とし、全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定して、試算します。

全整備面積については、総務省公共施設状況調経年比較表における、本町の平成25年度(2013年度)の道路面積1,829,445㎡として試算します。

図表IV-2 道路の更新年数及び更新単価

	更新単価
一般道路	4.7 千円/㎡

### ②橋梁

「芝山町橋梁長寿命化修繕計画」における、橋梁ライフサイクルコストより予防保全型管理を採用します。

### ③下水道

更新費用の試算は、総務省推奨の「総務省ソフト」の試算条件を準用し、現在の保有の更新費用を試算します。

図表IV-3 下水道の更新年数及び更新単価

種別	更新年数	更新単価
～250 mm	50 年	61 千円/m
251～500 mm	50 年	116 千円/m

### 3. 公共施設（建築物）に係る更新投資の試算

インフラ施設を除く公共建築物のみで試算を行った結果は下図のとおりとなります。今後 **40年間の更新（大規模改修又は建替え）費用は約 248.0 億円** となり、**年間の平均では約 6.2 億円の費用が必要**となります。

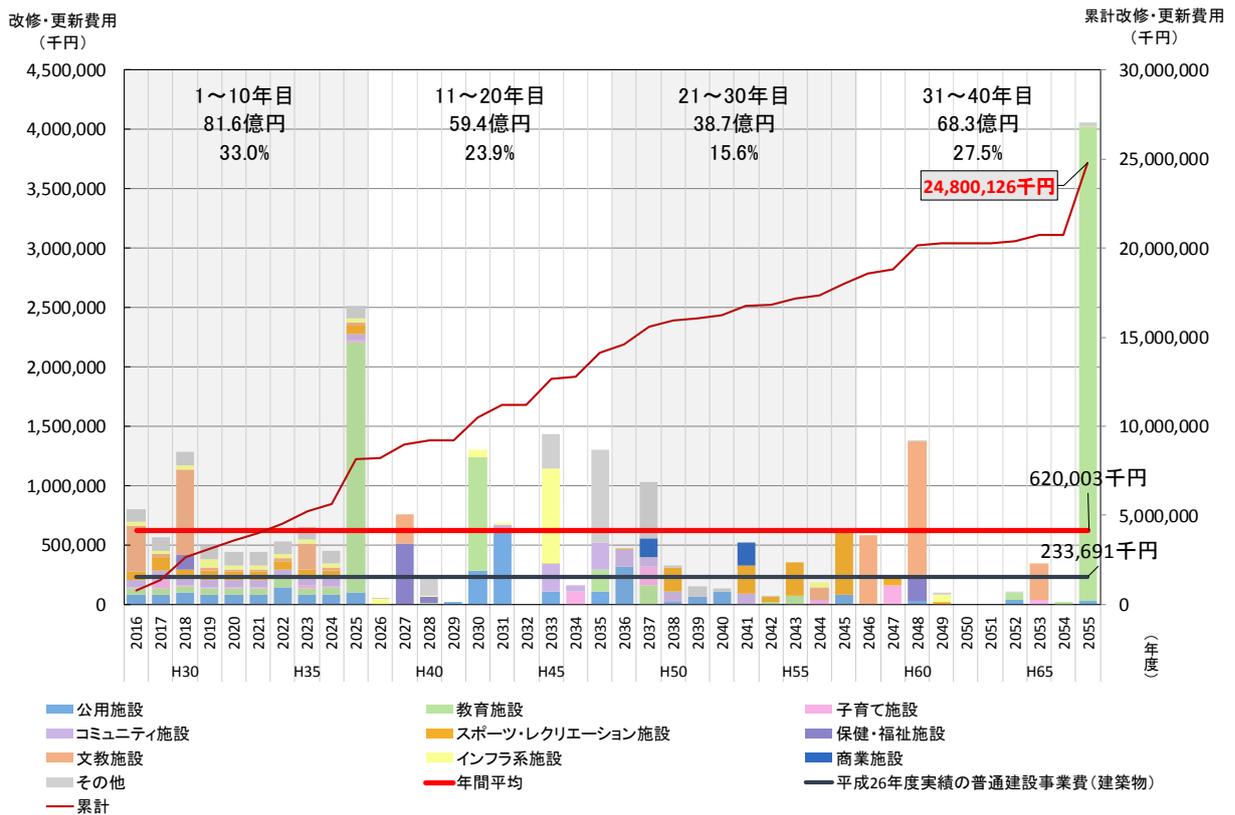
本町の平成 26 年度（2014 年度）の普通建設事業費のうち、公共建築物の整備等に係る費用は、約 2.34 億円です。今後も同等の普通建設事業費が確保出来たとしても、**公共建築物のみで現在の公共建築物の整備等に係る普通建設事業費の約 2.6 倍の投資が必要**になります。

また、今後 40 年間のうち 1～10 年目が最も更新費用が必要となり、全体の約 33.0%（81.6 億円）が必要となります。これは、芝山中学校の大規模修繕が要因となっています。ついで更新費用が必要なのは、31～40 年目であり、約 27.5%（68.3 億円）が必要となります。これは、芝山中学校の建替え費が要因となっています。

20 年目までに更新費用が多く必要となるのは、すでに更新または大規模改修が必要にもかかわらず、対応してきていない施設への投資が含まれるためです。

そのため、本町では、今後 20 年間の公共建築物への対応がポイントになるといえます。

図表Ⅳ- 4 公共建築物の将来更新費用の推計



図表IV-5 普通建設事業費の内訳

単位：千円

		普通建設事業費			公共建築物整備等に係る普通建設事業費	インフラ整備等に係る普通建設事業費
			補助費	単独費		
合計		577,129	167,634	409,495	233,691	274,988
総務費	総額	73,066	0	73,066	32,973	0
	総務管理費	73,066	0	73,066	32,973	0
民生費	総額	72,525	72,328	197	72,525	0
	社会福祉費	2,113	2,107	6	2,113	0
	児童福祉費	70,412	70,221	191	70,412	0
衛生費	総額	1,199	300	899	0	0
	保健衛生費	899	0	899	0	0
	清掃費	300	300	0	0	0
農林水産業費	総額	31,859	0	31,859	0	26,880
	農業費	19,608	0	19,608	0	14,629
	農地費	12,251	0	12,251	0	12,251
商工費		232	0	232	232	0
土木費	総額	248,108	95,006	153,102	0	248,108
	土木管理費	63	0	63	0	63
	道路橋りょう費	245,929	95,006	150,923	0	245,929
	公園費	2,116	0	2,116	0	2,116
消防費		17,596	0	17,596	2,206	0
教育費	総額	132,544	0	132,544	125,755	0
	教育総務費	5,567	0	5,567	3,245	0
	小学校費	100,784	0	100,784	98,174	0
	中学校費	9,975	0	9,975	9,975	0
	社会教育費	3,650	0	3,650	5,519	0
	体育施設費等	4,476	0	4,476	4,476	0
	学校給食費	8,092	0	8,092	4,366	0

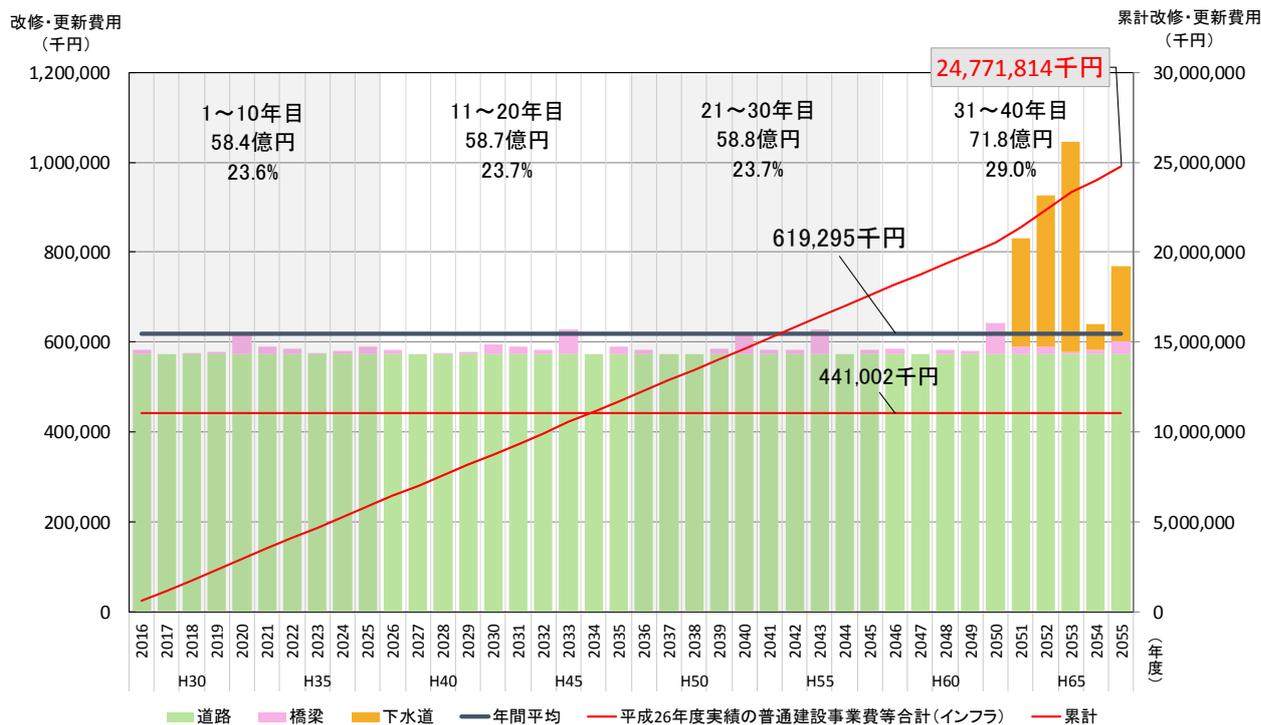
出典：平成26年度（2014年度）決算統計

#### 4. 公共施設（インフラ）に係る更新投資の試算

道路、橋梁、下水道のインフラ施設のための40年間の更新費用は約247.71億円となり、年間の平均では約6.19億円の費用が必要となります。

平成26年度(2014年度)における普通建設事業費のうちインフラ整備等にかかる費用は、約2.75億円です。また、平成26年度(2014年度)の決算における特定環境保全公共下水道事業<sup>※1</sup>の投資額は約1.66億円、農業集落排水事業<sup>※2</sup>における投資額はほぼありません。今後も同等の事業費が確保できたとしても年間約4.41億円であり、現在のインフラ施設整備費の約1.4倍の投資が必要になります。

図表IV-6 インフラ施設の将来更新費用の推計



※1 特定環境保全公共下水道事業の平成26年度(2014年度)の決算における投資額は165,527千円

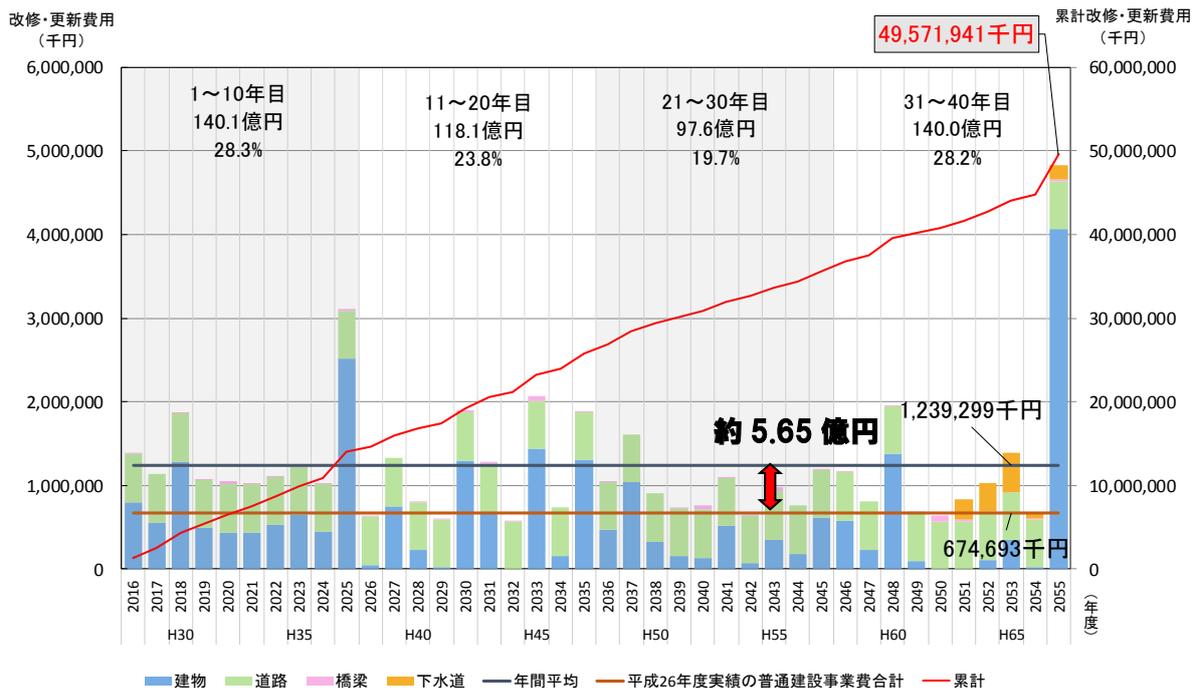
※2 農業集落排水事業における平成26年度(2014年度)の決算における投資額は487千円

## 5. 公共施設（全体）に係る更新投資の試算

公共建築物にインフラ施設を合わせた今後40年間の将来更新費用をみると約495.7億円となり、1年当たりの平均整備額は、約12.4億円\*が必要となります。

前述したように平成26年度（2014年度）の決算額における公共建築物の投資額は約2.34億円、インフラ施設の投資額は約4.41億円、合わせて約6.75億円ですので、推計額に対して約5.65億円の不足が生じます。よって、今後年間の更新費用を約45%削減する必要があることとなります。

図表IV-7 将来更新費用の推計（公共建築物+インフラ施設）



※平成26年度（2014年度）の普通建設事業費全体（約5.8億円）の約2.1倍の金額になります。

## V. 課題の整理と基本的な方向性

### 1. 人口及び財政面からみた課題

- 本町の人口は減少傾向にあり、年少人口及び生産年齢人口は減少、老年人口は増加していきま。また、平成 37 年以降は老年人口も減少に転じることが予想されています。生産年齢の減少に伴い税収も減少することや、約 10 年間は、老年人口の増加に伴い扶助費が増大することが想定され、今まで以上に歳出抑制を図ることが必要です。
- 歳出抑制を図る必要がある状況において、今後、公共施設の維持、改修、更新の費用を確保しなければなりません。そのため、公共施設の面積削減や、より合理的な施設の維持管理が求められます。

### 2. 公共建築物の課題

#### (1) 公共建築物全体でみた課題

- 本町では、築後 30 年以上の公共建築物が 39.4%を占め、老朽化が進んでいます。そのため、今後、施設の大規模改修や建替が集中的に発生する時期を迎えます。
- 現在の公共建築物を全て維持するためには、今後 40 年間で 248.0 億円、年平均にして平成 26 年度（2014 年度）の約 2.6 倍となる 6.2 億円の更新費用が必要です。
- 将来の更新投資額をみると、費用の発生時期に波があることから、単年の負担を減らすためにも更新投資額の平準化を図る必要があります。特に、今後 20 年間は、公共建築物の大規模改修等の発生が予想されるため、喫緊の課題として対応する必要があります。
- 本町は、既に小学校 2 校を閉校するなど大規模な施設の用途廃止を進めています。また、地域の施設である共同利用施設の老朽化が進んでいるなど、コミュニティの拠点となる施設の存続も課題となっています。

#### (2) 旧小学校区別の配置状況からみた課題

- 旧小学校区別に公共建築物の配置状況をみると、旧芝山小学校区は、施設用途がバランスよく配置されているものの、旧東小学校区と旧菱田小学校区については、施設用途に偏りがあります。また、地域のコミュニティの拠点となる共同利用施設や文教施設の老朽化が進んでいます。旧東小学校区及び旧菱田小学校区については、学校施設が遊休化していることから、これらの活用を含め、公共施設の再編を検討する必要があります。

### (3) 用途ごとの課題

#### ① 公用施設

- 役場については、老朽化している建物と新しい建物が複合しています。災害時には、復旧・復興の拠点となる施設であるため、耐震対応だけでなく、老朽化している部位の対策など安全性の確保が必要です。
- 教員住宅は、年に数回の利用はありますが利用頻度が少ないため、今後の施設のあり方を検討する必要があります。
- 給食センターについても、小学校が統合されたことから、老朽化した給食センターを廃止、親子方式の給食調理場への転換を含め、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

#### ② 教育施設

- 芝山中学校は、生徒が減少していることから空き教室も発生しています。また、今後年少人口の減少に伴い施設の余剰が発生すると考えられるため、他用途との複合や小中一貫教育校への転換など、余剰床の活用方策の検討が必要です。
- 余剰床の活用に当たり、教育の場としての安全性の確保が重要となります。そのため、施設管理のあり方を含めた活用方策の検討が必要です。

#### ③ 子育て施設

- 学童クラブは、築後 10 年以内と新しいですが、保育所については耐震の対応が不十分な園舎もあるため、安全性の確保が必要です。
- 老朽化した保育所もあるため、他施設との複合を含めた移転や建替等の検討が必要です。

#### ④ コミュニティ施設

- 共同利用施設については、高谷共同利用施設の施設の一部を除き、築後 30 年以上が経過しており施設の老朽化が進んでいます。また、各地区で所有している集会所と施設機能が重複しているため、今後施設のあり方も含めて施設再編の検討が必要です。
- 町民アンケートより、大台青年研修所は公共施設の中で最も利用の少ない施設という結果であり、減らしても良いという意見もあるため施設の存続を含め検討が必要です。

#### ⑤ スポーツ・レクリエーション施設

- 本町では、総合運動場などスポーツ・レクリエーション施設が充実していますが、築後 20 年以上が経過し大規模な改修等が必要になってきます。また、高齢化の進行にともない町民のスポーツ等に対するニーズも変化することが想定されるため、今後の施設のあり方を検討する必要があります。
- 施設利用者の確保と維持管理費用の確保のため、町外利用の促進や適切な受益者負担を検討していく必要があります。

## ⑥保健・福祉施設

○保健センター及び福祉センターは、新耐震基準以降（昭和 57 年度（1982 年度）以降）の施設であり、一定の安全性は確保されていますが、築後 20 年を迎えると大規模改修等が必要となります。

○施設の利用実態を踏まえ、他施設と複合させるなど、より合理的な利活用の検討を図ります。

## ⑦文教施設

○文教施設の多くは、築後 20 年以上 30 年未満の施設がほとんどであり、大規模改修等の対応が必要になります。

○施設の利用は一定程度ありますが、より町民のニーズに適合した施設・サービスへの対応を図り、利用者を増やすとともに適切な受益者負担を検討していく必要があります。

○町民アンケート結果より、中央公民館千代田分館は減らしても良いという意見があることから、集会所機能（貸館機能）は他の既存施設で対応するなどして施設の廃止等を検討する必要があります。

## ⑧商業施設

○商業施設は各施設新しい建物であり、利用者も増加傾向にあります。商業施設であるため、指定管理者制度を導入していることを踏まえ、より独立採算型に近い経営形態に変更するなど、施設経営のあり方を検討する必要があります。

## ⑨インフラ系施設

○インフラ系施設は、築 20 年以上経過している建物が半数以上を占めているものの、施設の廃止等が難しいことから、定期的な点検等を実施し、効果的な維持管理を行い、コスト負担を抑える取り組みを検討する必要があります。

## ⑩その他

○旧耐震基準以前（昭和 56 年度（1981 年度）以前）の建物がほとんどを占めており、既に用途廃止されているなど、利用目的を失っている施設もあります。今後は、他施設の再編等の検討を踏まえつつ、施設の利活用または廃止を検討していく必要があります。

### 3. インフラ施設の課題

○インフラ施設は公共建築物と異なり、町民生活を支える基盤として使い続けていく必要があり、整備量の縮減が難しい施設です。そのため、新たな整備を抑制するとともに、現在ある施設を適切に維持管理する方策が必要です。

#### ①道路

○道路は、定期的な修繕が必要な施設です。そのため、定期的な点検の実施、予防保全型の維持管理手法とともに、路線の重要度に応じた修繕等の優先度を定めるなど修繕費用の発生を抑える必要があります。

#### ②橋梁

○築造後の年数が不明のものが多く、整備年を把握しているものについても、築造後 30 年以上経過しているものが多くなっています。「芝山町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、優先度の高いものから順次補強、予防保全型の維持管理・修繕等を実施し、今後のコスト負担を抑えることが必要です。

#### ③下水道

○下水道は築造後 20 年未満であり、新しい施設となっています。今後は予防保全型の維持管理・修繕等を実施し、コスト負担を抑える取り組みが必要となってきます。

## VI. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 1. 基本的な考え方

公共施設等の更新投資を踏まえた試算では、本町で今後40年間に必要となる更新投資額は、公共建築物（約248.0億円）とインフラ施設（約247.71億円）を合わせると約495.7億円となり、1年あたりの平均整備額は、約12.4億円（「総務省ソフト\*」による。）必要となります。

平成26年度（2014年度）の決算額における公共建築物の投資額は約2.34億円、インフラ施設の投資額は約4.41億円、合わせて約6.75億円であり、これを基準にすると年平均で約5.65億円の不足が見込まれ、均衡ある財政運営を行うためには、今後、更新費用を約45%削減する必要があります。

歳入については、一般財源のみに頼らず、国の交付金、県の補助金、スポーツ振興助成金および成田国際空港周辺対策交付金などを活用して、財源の確保に努め、今後も適正な財政運営に努めていく必要があります。

本町では、町民一人当たりの公共建築物の面積は、県内他市町村や全国平均と比べても多く（全国平均の約170%）、利用率の低い施設の廃止や機能の集約化などで削減することが可能と考えられます。

公共施設等の管理にあたっては、これまでのように施設ごとに個別に維持管理の方法や方向性を考えるのではなく、公共施設等の保有状況や各施設の維持管理に要するコストなどの情報を一元的に把握・整理し、公共施設等の全体を見据えた長期的な視点をもって、本町の財政事情に見合った適切な対応を図っていくことが重要となります。

以上を踏まえ、本町の公共施設等の管理に関する基本方針として以下の5つをかかげます。

#### **基本方針1 公共建築物保有量の適正化**

⇒ 将来の人口構成や財政事情等を踏まえ、公共建築物の保有量を抑制します。

#### **基本方針2 長寿命化の推進**

⇒ 安全性を確保しつつ長寿命化し、既存施設を効率的に活用します。

#### **基本方針3 維持管理費用の縮減**

⇒ 維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します。

#### **基本方針4 効率的な利活用の推進**

⇒ 地域コミュニティの維持やまちづくりの観点から、施設を有効に賢く利活用します。

#### **基本方針5 多様な財源を活用した効率的な事業の実施**

⇒ 公共施設の再整備のため、国等の支援策の活用、自主財源の確保を図ります。

※総務省ソフトによる試算は、27～29ページにあるとおり、公共建築物については、施設区分ごとの延床面積に大規模改修及び更新（建替）の㎡単価を乗じ、耐用年数等を勘案しながら算出しています。約12.4億円は、インフラ施設の更新費用を含んだ概算更新投資額です。

## 2. 計画期間と長期目標

### (1) 計画期間

本町では、現時点で施設整備や修繕等が今後10年以内に複数存在すること、試算上、公共建築物の未実施の大規模修繕があり、これが今後10年以内に発生すると考えられることなどを踏まえ、本計画の計画期間を10年間とし、その推進を図ります。

また、今後40年間の更新費用の試算の結果、更新投資を約45%の削減する必要があることから、40年先を展望した計画とします。

なお、総合計画の基本計画の期間との関係を踏まえ、基本計画改定時に必要に応じて総合管理計画を見直し、本計画で位置づける更新や廃止等の事業を基本計画・実施計画に反映できるようにします。

図表VI-1 総合計画と公共施設等総合管理計画の関係

2016 H28 2017 H29 2018 H30 2019 H31 2020 H32		総合計画 第4次	基本構想	基本計画・実施計画		※総合管理計画の策定	
2021 H33 2022 H34 2023 H35 2024 H36 2025 H37 2026 H38				基本構想	基本計画・実施計画		第1次公共施設等 総合管理計画
2027 H39 2028 H40 2029 H41 2030 H42		第5次総合計画	基本構想		基本計画・実施計画		
2031 H43 2032 H44 2033 H45				基本構想	基本計画・実施計画		第3次公共施設等 総合管理計画
2034 H46 2035 H47 2036 H48		第6次総合計画	基本構想		基本計画・実施計画		
2037 H49 2038 H50 2039 H51 2040 H52				第7次総合計画	基本構想	基本計画・実施計画	
2041 H53 2042 H54 2043 H55		第8次総合計画	基本構想			基本計画・実施計画	
2044 H56 2045 H57 2046 H58				第9次総合計画	基本構想	基本計画・実施計画	
2047 H59 2048 H60 2049 H61 2050 H62		第10次総合計画	基本構想			基本計画・実施計画	
2051 H63 2052 H64 2053 H65				第11次総合計画	基本構想	基本計画・実施計画	
2054 H66 2055 H67 2056 H68		第12次総合計画	基本構想			基本計画・実施計画	
2057 H69 2058 H70 2059 H71 2060 H72				第13次総合計画	基本構想	基本計画・実施計画	

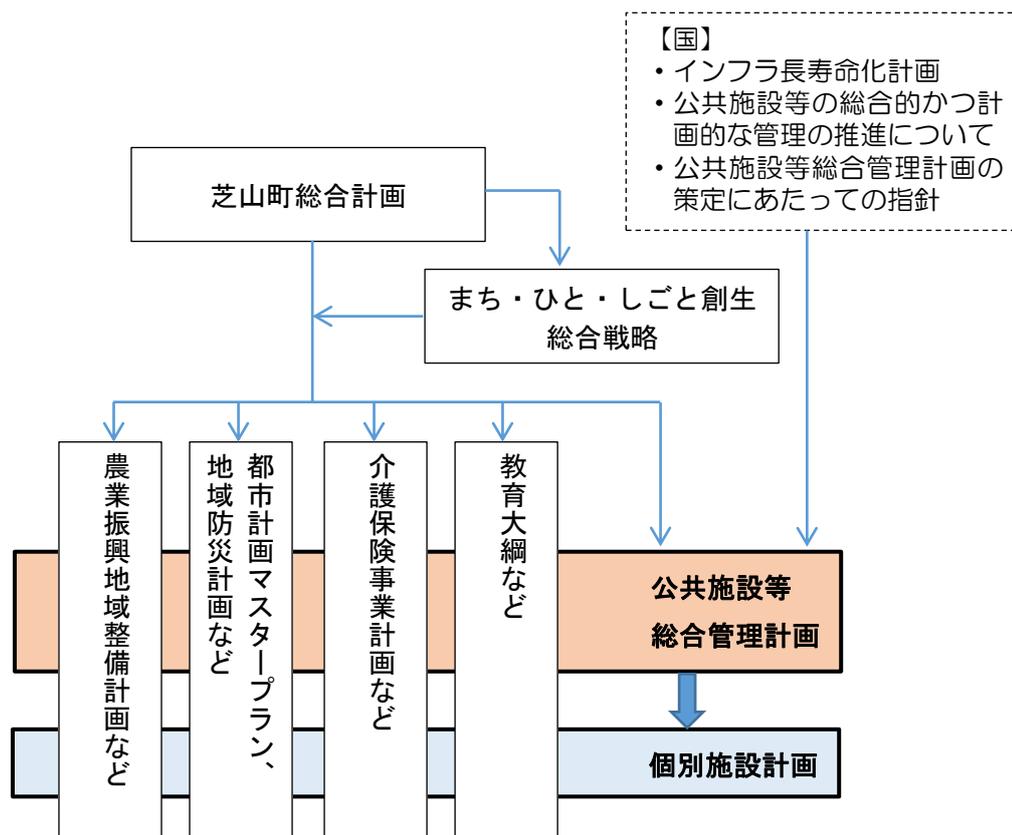
## (2) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画は、平成25年(2013年)11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」にもとづく行動計画として、また、平成26年(2014年)4月に総務省が示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定するものです。さらに、「芝山町総合計画」を上位計画とする町の計画体系における個別計画として位置づけられ、総合計画に位置づけた公共施設等のあり方を実現するために策定するものです。

町の個別計画には、分野別の個別計画が多く存在します。都市基盤整備の分野では都市計画マスタープランなどが、福祉の分野では介護保険事業計画や障害者計画、地域福祉計画などが、教育の分野では生涯学習推進計画などが、それぞれ策定されています。これら各分野ではサービスを提供するための施設が整備されています。本計画は、各分野のサービス提供のために整備されている公共施設等を横断的に把握し、そのあり方を指し示すものです。

さらに、各分野のまちづくりを踏まえつつ施設用途別に個別施設計画を策定し、本計画の推進を図ります。

図表VI-2 公共施設等総合管理計画の位置づけ(イメージ)



### (3) 10年間の削減目標

現有施設を今後とも維持しようとする、大規模改修及び更新費用は40年間で約495.7億円を要し、年平均にすると約12.39億円となり、平成26年度の普通建設事業費の約6.75億円と約5.65億円の差が生じると試算されます。町の財政状況等からこれに対応していくことは困難であり、その削減が不可欠となります。

このため、施設の劣化状況、利用状況等を踏まえ、今後10年間で削減可能面積を9,200㎡と見込み、40年間で公共建築物の大規模改修及び更新費用約51.21億円の削減をめざします（維持管理費の削減を10年経過後以降の30年間で見込むとすると約6.60億円の削減）。

年平均にすると約1.29億円（維持管理費の削減を含めると約1.45億円）の削減が見込まれ、不足額は約4.36億円/年（維持管理費の減を含めると約4.20億円/年）となります。

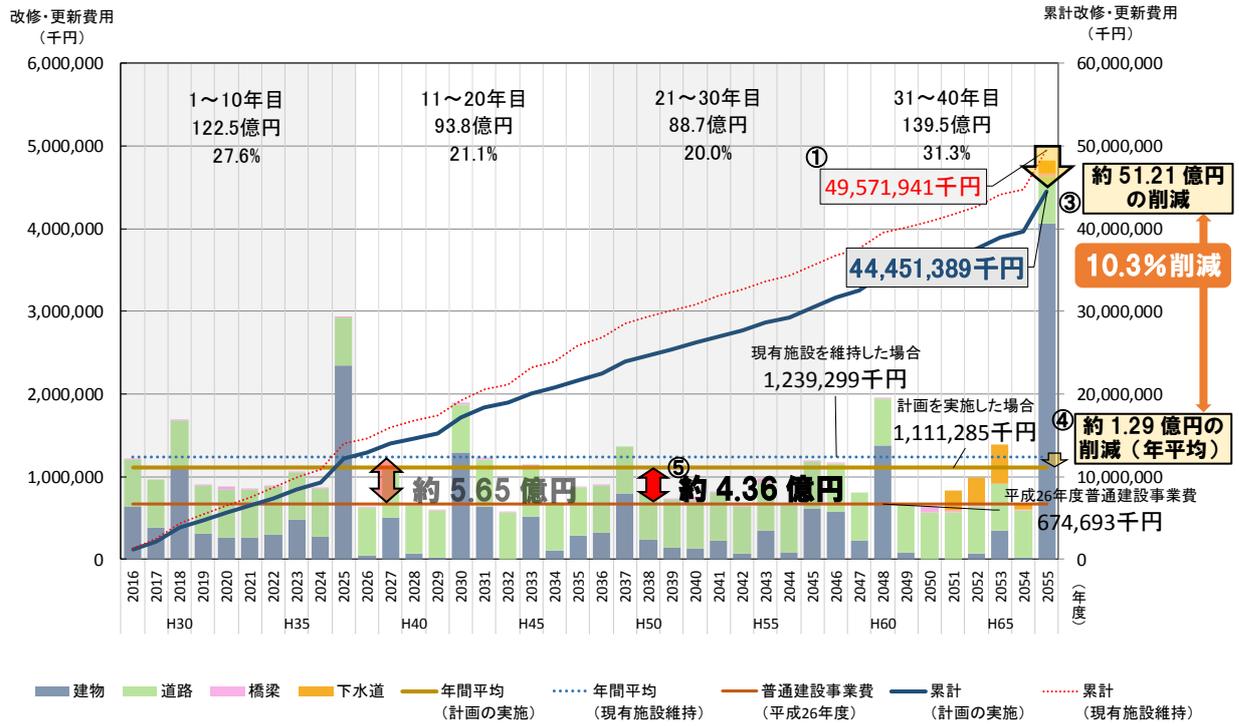
40年間で必要とされる大規模改修及び更新費用約495.7億円から約51.21億円を削減できることから、約10.3%（維持管理費の減を含めると約57.80億円、約11.7%）の削減が見込めます。

上記以外にも、今後10年間には、既に余剰となっている土地・建物について、売却や賃貸などを早急に検討し対策を進めるとともに、税外収入の確保に向けた取組も推進し、さらなる財政負担の軽減を図ります。

図表VI-3 10年間の削減目標を実施した場合の効果（維持管理費の減を含まない。）

①現有施設を維持する場合の更新投資総額	
総額	約495.7億円
②今後10年間の削減目標	
面積	約9,200㎡
③10年間の削減により40年間の総削減額	
更新投資削減額	約51.21億円（40年分）
④1年あたりの削減額	
1年あたりの削減額	約1.29億円/年
⑤1年あたりの不足額	
計画を実施した場合の年平均更新投資額	約11.11億円/年
平成26年度普通建設事業費	約6.75億円
差額	約4.36億円/年

図表VI-4 将来更新費用累計額（公共建築物+インフラ）のシミュレーション



### 3. 基本方針

#### 基本方針1：公共建築物保有量の適正化

##### ～将来の人口構成や財政事情等を踏まえ、公共建築物の保有量を抑制します～

公共施設等のあり方や必要性について、今後の人口減少・少子高齢化等を踏まえた財政状況を考えると公共建築物の保有量を抑制する必要があります。

そのため、公共建築物については、将来の推計人口や町民ニーズ等を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設の複合化・多機能化を図るなど、公共建築物に係る整備や維持管理のコスト削減を図ります。

今後、老朽化した施設の廃止や機能重複する施設の統廃合を推進し、原則、新規整備は行わないものとします。行政サービスの必要性から、新規整備が必要な場合は、同面積の公共建築物の削減を前提とすることや、後年の維持管理費の財源確保が確実であることを前提にします。

※複合化：ハード面から、1つの土地や建物に複数の施設を集合させること

多機能化：ソフト面の観点から、1つの施設に複数の機能を持たせること

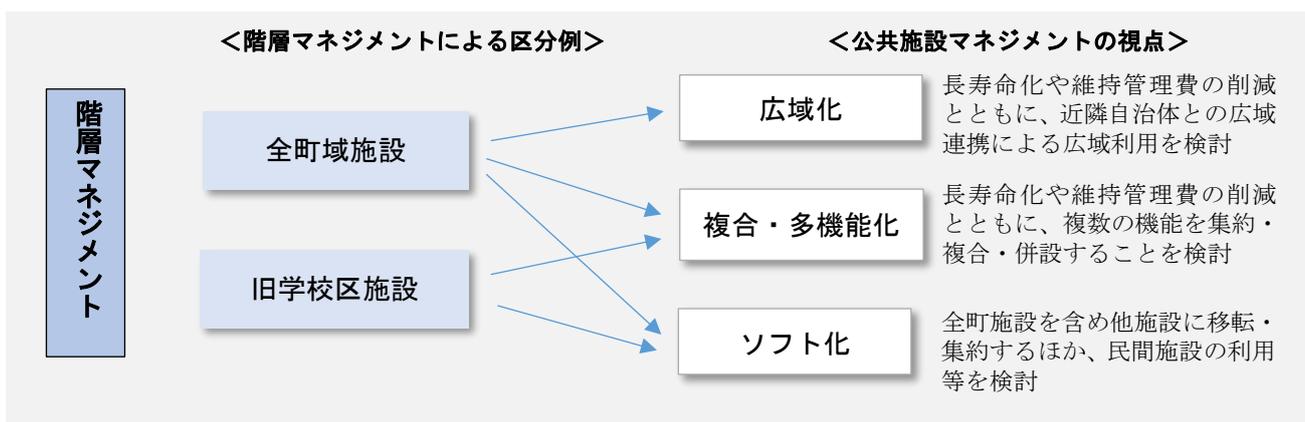
#### 個別方針① 統合や廃止の推進方針

##### 【公共建築物】

今後、利用が少なく、劣化・老朽化している施設については廃止を含めて検討します。

全町民が利用する施設と主に旧学区住民（3地区）が利用する施設を区分して考える「階層マネジメント」を適用し、施設の配置状況、利用状況、施設の劣化・老朽度、類似施設の有無等を考慮して総合的に評価した上で、統廃合を検討します。

総量の縮減と合わせて、施設の集約化・複合化・転用・廃止等も視野に入れた総合的な検討を踏まえ、公共施設で提供すべき機能やサービスの再編と町民の利便性を確保しつつ計画的に推進します。



#### 個別方針② 施設の複合化・多機能化

##### 【公共建築物】

施設スペースを有効活用するため、施設の稼働状況や利用者の状況を踏まえ、町民に対する利便性や公共サービスの向上の観点から、施設の複合化・多機能化を進めます。

個別に存在していた施設が複合化することで、新たな機能連携や新たな公共サービスの提供が行われることでより町民に利用される施設を目指します。

## 基本方針2：長寿命化の推進

### ～安全性を確保しつつ長寿命化し、既存施設を効率的に活用します～

使用を継続する必要がある公共建築物は、安全性を確保しつつ、長寿命化を図ります。

耐震化されていない安全確保が必要な公共建築物は、早急に耐震性を確保します。耐震化にあたっては、対応の優先度を踏まえ計画的な事業実施を行います。

公共建築物を効率的に使い続けるため、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減と構造的な耐用年数まで使用可能な状態の維持を図ります。長寿命化にあたっては、予防保全による修繕・改修に合わせて計画的に対応を進めます。

#### 個別方針① 長寿命化の実施方針

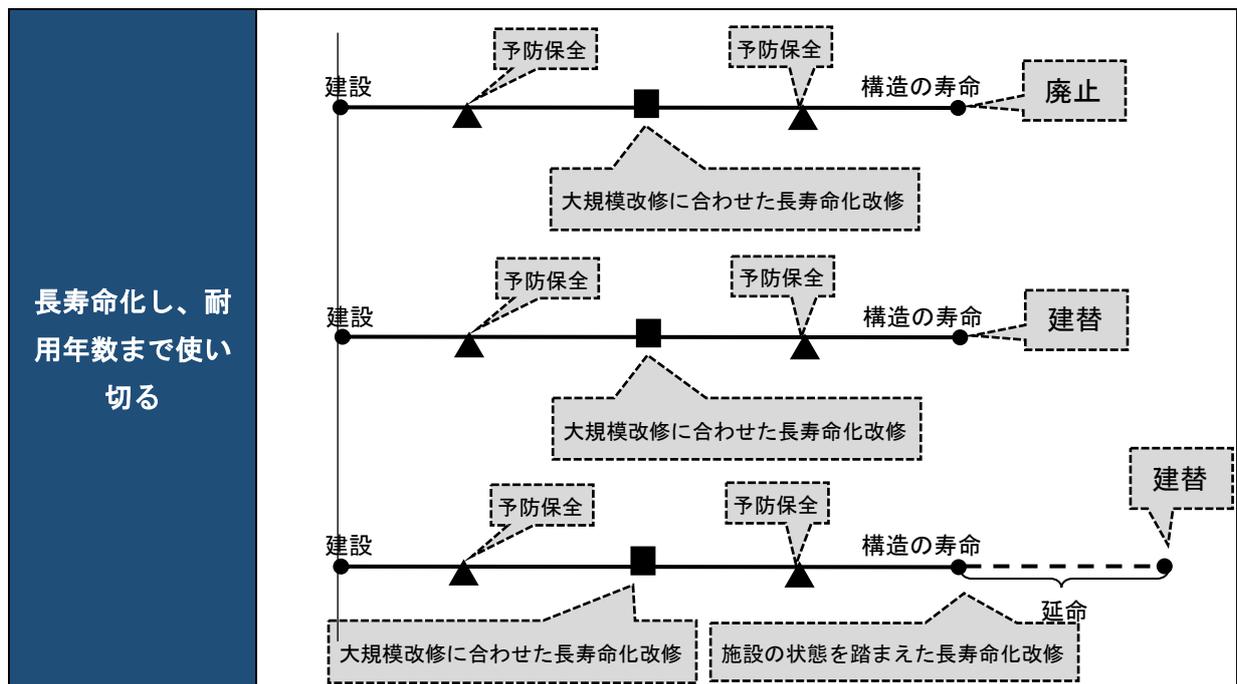
##### 【公共建築物】

今後も活用していく施設は、大規模修繕を含め修繕・改修に合わせた施設の長寿命化を進め、施設の安全性を確保しながら構造的な耐用年数まで使用可能な状態を維持できるよう取り組みます。また、施設の状態を把握しながら耐用年数以上の使用を検討していきます。

##### 【インフラ施設】

施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行い、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを削減していきます。

#### 《長寿命化対策のイメージ》



#### 個別方針② 耐震化の実施方針

##### 【公共建築物】

耐震化されていない施設について、本計画の方針に沿って施設の必要性を判断した上で、老朽化が進んでいるものや小規模のものなどは更新や統廃合を行います。また、長期的な利用が想定されるものは、耐震性の向上を目指し、早急に耐震化を実施します。

### 基本方針3：維持管理費用の縮減

#### ～維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します～

10年超の中長期的な視点での財政負担の軽減・平準化を図るため、適正かつ効率的な維持管理により維持管理費の縮減を図ります。

公共建築物については、これまでの事後保全の考え方から転換し、予防保全の考え方を取り入れた計画的な点検と安全確保のための対策を推進します。

また、公共建築物全体を総合的に捉えた「保全計画」の策定を行います。保全計画に合わせた包括的な工事発注等により、ライフサイクルコストの削減や財政負担の平準化を図ります。

インフラ施設については、町民生活や社会経済活動などへの影響が大きく、保有量を縮減していくことは難しいことから、現施設を予防保全により適切に維持保全します。

#### 個別方針① 維持管理・修繕・更新等の実施方針

##### 【公共建築物】

##### <予防保全型維持管理>

施設に係るデータベースを整備し、維持管理・修繕・更新等の履歴を蓄積して分析するとともに「中長期保全計画」を策定し、予防保全型維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの削減・財政負担の平準化を図ります。

データベースに基づく中長期保全計画と公会計を活用した管理会計データを活用し、財政と連動した予防保全型維持管理を行うことを目指します。

設備等の更新に関しても、計画的な更新に留意するとともに、省エネルギー機器や再生可能エネルギー利用設備の導入により、ライフサイクルコストの軽減につながる対策を図ります。

##### <包括的な維持管理や民間活力の導入>

複数の施設に包括的な民間活力を導入し、修繕・改修等の整備費や維持管理費等の抑制や平準化を検討します。

##### 【インフラ施設】

##### <予防保全型維持管理>

インフラ施設については、劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的な被害の大きさなどを勘案しながら点検・監視を行い、予防保全型の効率的な維持管理・修繕・更新等に努めます。

## 個別方針② 点検・診断等の実施方針

### 【公共建築物】

学校や文化センター等の不特定多数の人が利用する特殊建築物等については法定点検（※建築基準法第 12 条の定期点検）の実施と結果の活用、それ以外の施設については職員により日常的に管理を行うなど、定期的・計画的に施設の点検・診断を実施し、その結果を踏まえて適切な対応を行うことで、施設の劣化を未然に防ぎます。

#### ※建築基準法第 12 条の定期点検

施設の敷地及び構造、建築設備（昇降機を含む）について、損傷、腐食等の劣化状況の点検が義務付けられています。＜例：鉄筋コンクリート亀裂、鉄骨の腐食、外装材の浮き、エレベーターの動作不良、給水管の著しい腐食、非常用照明の点灯不良等＞

### 【インフラ施設】

インフラ長寿命化計画など国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

## 基本方針４：効率的な利活用の推進

### ～地域コミュニティの維持やまちづくりの観点から、施設を有効に賢く利活用します～

公共建築物は、既存建築物を有効活用することを原則としますが、機能統合等により余剰となった公共建築物は、廃止を前提としつつ、地域団体を含む民間への貸与・譲渡を検討します。必要に応じて施設用途の見直しを行い地域コミュニティの維持・形成に有効に活用します。また、施設配置にあたっては、地域バランスを考慮した配置とします。

現在ある公共建築物の運営や更新については、PFI等による施設整備や複数施設の一元管理など、公民連携による民間活力の導入を検討します。

#### 個別方針① 民間活用の考え方

##### 【公共建築物】

施設の中で、町が保有し続ける必要性が低いと判断された施設や民間の活力を活かした機能の維持・向上を期待できるものについては、民間などへの貸与・譲渡等を検討します。

特に、共同利用施設については、自治会等の集会所に機能集約を図り、施設の維持管理費に要していた予算を地域コミュニティの維持やまちづくり活動に活用することなど等を検討します。

公共施設として維持する施設については、維持管理や運営に民間事業者のノウハウの活用、町民を含めた民間との適正な役割分担のもと公民連携型の手法を検討し、財政負担の軽減やサービス水準の向上を図ります。また、余剰となった土地・建物の売却や賃貸など、税外収入の確保に向けた取組も推進します。

#### 個別方針② 安全確保の実施方針

##### 【公共建築物】

施設管理者による自主点検が可能な仕組みの構築や法定点検の適正な実施を進めます。

また、不特定多数が利用する施設、地区の拠点となる施設など、安全性の確保が必要な施設については、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、優先的に安全性の確保を図ります。

指定管理者制度を採用している施設については、指定管理者との協働・連携の下、適正な施設管理を徹底します。

##### 【インフラ施設】

国の各種点検基準等の整備状況を勘案しながら、個別施設計画に基づき、安全確保のための確な対応を図ります。

## 基本方針5：多様な財源を活用した効率的な事業の実施

### ～公共施設の再整備のため、国等の支援策の活用、自主財源の確保を図ります～

基本方針1に示すように、原則、新規整備は行わないものとしますが、老朽化した施設の再整備（修繕・改修・建替等）や施設の統廃合に伴う施設整備は必要であり、そのための財源が必要となります。

財源確保のため、施設の再整備（修繕・改修・建替等）や施設の統廃合に伴う施設整備に活用可能な国等の支援策（交付金、補助金）を最大限活用し、町の実質的な財政負担を減らしながら効率的に施設の整備に係る事業を実施します。

また、合わせて歳出抑制を図りつつ、施設再整備のための基金の創設を図るなど自主財源の中で財源確保を行うことを検討します。

#### 個別方針① 国等の多様な支援策の活用の方針

施設再整備（修繕・改修・建替等）にあたっては、活用可能な国等の支援策（交付金、補助金）を最大限活用することとします。また、交付金や補助金だけでなく、公共施設等総合管理計画に基づいて活用可能な施設の集約化・複合化の事業や転用事業に係る地方債措置（交付税算入あり）の活用も図ります。

#### 【活用可能な国等の支援策の例】

##### ○交付金・補助金

- ・学校施設環境改善交付金（文科省）：

地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付する。

例）構造上危険な状態にある建物の改築、長寿命化改良事業

- ・学校給食施設整備費補助金（文科省）：

学校給食の開設に必要な施設設備及び学校給食の改善充実に必要な施設設備の整備に要する経費の一部を補助する。

例）ドライシステム化推進、衛生管理強化

- ・社会資本整備総合交付金 都市再生整備計画事業（国交省）：

市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するための交付金。

建築物の整備については、公共施設等総合管理計画を策定済みであり、同計画と施設整備に齟齬がないことを条件としている。

例）施設の統廃合、他の施設との合築

・コミュニティセンター助成事業（(財)自治総合センター）：

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業に対する助成金。

・成田国際空港周辺対策交付金（成田国際空港株式会社）：

航空機の騒音等により生ずる障害の防止および空港周辺整備の費用に充てるものとして、成田国際空港周辺対策交付金を交付している。

この交付金は防音工事を行った公共施設の維持費ならびに空港周辺道路、公園、消防施設、農業施設などの整備のための費用に充てられており、各空港周辺地方公共団体の施策に寄与している。

## ○地方債措置

・公共施設最適化事業債（交付税算入率 50%）：

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものに対し、新たな地方債（公共施設最適化事業債）を充当。

また、既存の公共施設等の転用事業について、新たに地域活性化事業債の対象とする。

・地域活性化事業債（交付税算入率 30%）

自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源の活用や、地方自治体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創出することに資する事業、人口減少・少子高齢化社会において活力のある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業や中心市と近隣市町村の相互連携を強化し、圏域全体で生活機能を確保する定住自立圏構想に資する事業及びホストタウンとして登録された地方公共団体が、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿に活用するために行う既存のスポーツ施設の整備事業を対象に、地方公共団体が行う事業を支援する。

例)「医療・福祉」、「公用交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であり、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために必要な施設等の整備

## 個別方針② 施設再整備のための自主財源の確保の方針

施設再整備のための自主財源の確保として、基金の創設を検討します。この基金は、施設再整備のため財源として目的化したものとし、施設再整備（修繕・改修・建替等）以外には流用できない財源とすることを検討します。

基金に繰り入れる額については、公会計により費用計上される毎年度の施設に係る減価償却費相当を繰り入れることを想定し、歳出抑制を図り費用の捻出を図ります。

施設再整備のうち、建替等については、個別方針①に示す国等の支援策の活用を主体に考えますが、公共施設の適切な修繕、改修についてはこの基金の活用を主体に考えます。

## VII. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設区分	施設名	管理に関する方針
公用施設	役場	<p>○災害時における拠点機能を有する庁舎として、適切な維持保全を進めます。</p> <p>○教職員住宅の廃止、中央公民館の福祉センターへの機能集約を踏まえ、庁舎周辺の敷地整備を検討します。</p>
	学校給食センター	<p>○老朽化した学校給食センターは廃止して、芝山小学校と芝山中学校のあり方を踏まえつつ整備を検討します。具体的には、以下の方法等を検討します。</p> <p>①親子方式の給食調理場の整備</p> <p>②隣接自治体との広域化等による整備</p> <p>○学校給食センターの整備にあたっては、PFI等の民活導入を検討します。</p>
	教員住宅	<p>○教員住宅は、老朽化が進んでいることから、解体・撤去します。</p>
	芝山町消防団本部	<p>○災害時の拠点施設として、消防団本部の適切な維持保全を進めます。</p>
教育施設	芝山小学校	<p>○校舎の耐震化を行いました。施設は老朽化が進んでいることから、長寿命化や適切な維持保全を進めます。</p> <p>○プレハブ校舎は、児童数の状況を踏まえ廃止を検討します。</p> <p>○小学校適正配置基本計画の位置づけを踏まえつつ、児童数減少に伴い、将来的には小中学校の一体化を視野に入れ、芝山中学校への統合を検討します。</p>
	芝山中学校	<p>○施設の適切な維持保全を進めます。</p> <p>○将来的に、芝山小学校との一体化を踏まえながら他施設との複合など、余剰教室の活用を検討します。</p>
	旧東小学校（体育館）	<p>○旧東小学校との一体的な活用を進めます。</p> <p>○耐用年数経過後は、廃止を前提とし、跡地の有効活用を検討します。</p>
子育て施設	第一保育所	<p>○老朽化や耐震化への対応が必要な施設もあるため、児童数の推移を踏まえつつ小中学校の一体化や、統合を視野に入れた施設のあり方を検討します。</p>
	第二保育所	
	第三保育所	

施設区分	施設名	管理に関する方針
	芝山小第一学童クラブ	○将来的な芝山小学校と芝山中学校のあり方を踏まえつつ、施設の統合による存続を検討します。 なお、小中学校を一体化する際には、芝山中学校施設内での確保等を検討します。
	芝山小第二学童クラブ	
コミュニティ施設	大台青年研修所	○利用実態を踏まえて施設は廃止し、必要な機能は他の施設での対応を図ります。
	共同利用施設	○共同利用施設は、建て替え等の更新は行わず、自治会等の集会施設や全町的な施設等により機能集約化することとし、順次、廃止を検討します。機能集約は、自治振興や協働の推進といったコミュニティの維持形成及び今後のまちづくりを踏まえつつ行うものとしします。 ○千代田共同利用施設は、老朽化が進んでいることから、解体・撤去します。
スポーツ・レクリエーション施設	総合運動場	○総合運動場は、適切な維持保全を進めます。
	スポーツ広場(旧中学校跡地)	○スポーツ施設は、全町的なあり方を検討し、適切な維持保全を進めます。
	芝山公園野球場	
	農業者トレーニングセンター	
	菱田社会体育館	○旧菱田小学校との一体的な活用を検討します。 ○耐用年数経過後は、廃止を前提とし、空港対策用地など有効活用を検討します。
保健・福祉施設	保健センター	○保健センターは、適切な維持保全を進めつつ、施設のあり方を検討します。
	福祉センター	○福祉センターを中心とした、他施設との多機能化・複合化を検討します。
文教施設	文化センター	○文化センターは、適切な維持保全を進め、施設更新時に施設の存続や隣接自治体との広域化等を検討します。
	中央公民館	○中央公民館及び中央公民館千代田分館は、利用実態に合わせ福祉センター、または他の施設へ機能集約化を進めます。
	中央公民館千代田分館	
	芝山古墳・はにわ博物館	○文化財等を保存・活用する施設は、適切な維持保全を検討します。
	芝山町出土文化財管理センター	○芝山公園旧藪家住宅は、千葉県指定有形文化財となっています。
芝山公園旧藪家住宅		
商業施設	芝山町農産物直売所	○実質的に指定管理者による独立採算型の運営が可能のため、運営会社への資産譲渡を検討します。譲
	空港南側農産物直売所	

施設区分	施設名	管理に関する方針
		渡が困難な場合は、施設から上がる収益に基づく適切な維持保全及び施設更新を図ります。
インフラ系 施設	芝山工業団地管理事務所	<p>○工業団地、公共下水道、農業集落排水及びはにわ台団地の各施設は、生産活動を支えるインフラに係わる施設として適切な維持保全を進めます。</p> <p>○はにわ台団地汚水処理場は、公共下水道に接続されたため不要になるので、平成 29 年度以降に解体・撤去します。</p>
	芝山第二工業団地公園（管理棟）	
	芝山第二工業団地汚水処理施設	
	芝山第二工業団地給水施設	
	公共下水道事業 汚水処理場	
	農業集落排水 芝山第一クリーンセンター	
	農業集落排水 芝山第一クリーンセンター管理棟	
	農業集落排水 芝山第二クリーンセンター	
	はにわ台団地給水施設	
	はにわ台団地汚水処理場	
	はにわ台団地管理事務所	
その他	旧芝山高等技術専門学校	○既存施設は解体撤去し、適正規模の管理施設を整備して適切な維持保全を図ります。
	旧旅籠 住宅（西村屋旅館）	○観光的視点での施設の更新は行わないこととし、歴史的視点での施設のあり方を検討しながら各施設の活用・廃止を検討します。
	旧旅籠 住宅（笹喜旅館）	
	旧旅籠 住宅（藤屋）	
	旧菱田小学校	<p>○校舎の耐用年数経過後は廃止を前提とします。</p> <p>○地域住民の新たな活動拠点として機能を残すことを検討します。</p> <p>○施設用地の一部を民間に貸し出すなど、有効活用を図ります。</p> <p>○空港対策用地など有効活用を検討します。</p>
	旧国保診療所	○施設の活用・更新は行わないことを前提とし、用地の活用可能性を検討します。
旧東小学校	○民間への施設譲渡等による活用を検討します。	

## VIII. 計画の推進にあたって

### 1. 情報管理及び共有方策

#### (1) 公共施設等に関する情報の一元管理

公共施設の総合的な管理にあたっては、固定資産台帳及び公有財産台帳を適切に更新して、公共施設のデータベースとして運用し、情報の一元管理と共有化を図ります。

このため、総務課が中心となって毎年度、公共施設のデータベースの更新を行い、町全体の情報をとりまとめて、公共施設等の情報を一元管理します。

#### (2) 町民等との情報共有・相互理解の醸成

公共施設の総合的な管理にあたっては、町民との相互理解を深め、各段階で関係する各主体との合意形成を醸成していくことが必要不可欠です。

本計画に基づき、公共施設の総合的な管理についての考え方や目指す姿、施設の有効利用や効率的な管理運営に向けた取組の方向性などを広く情報発信し、周知・啓発を図ります。特に、町民生活と密接な関わりを持つ公共施設については、町民の意見・提案を把握し検討に反映するなど、公共施設の管理に町民が主体的に参画、協働による運営を促進します。

### 2. 全庁的な取組体制の構築方針

#### (1) 庁内推進体制

公共施設の総合的な管理を推進していくにあたり、総務課の関係する係が中心となって、相互に連携しつつ全庁横断的な連携・調整機能を発揮する「(仮称)公共施設等総合管理推進会議」を設置し、的確に運用します。

また、(仮称)公共施設等総合管理推進会議の下部組織として、個別事業や検討テーマに応じた部会やプロジェクトチームを適宜設置し、具体的な事案に効率的に対応します。

成田空港の更なる機能強化で設置される芝山町成田国際空港総合調整推進本部と連携や調整などを行い、様々な施策の変更に対応していきます。

なお、総務課が担当する公会計と連動した公共施設マネジメントを実施していくため、毎年度の決算や定期的な管理会計と連携可能な管理手法の構築を検討します。

#### (2) 職員の啓発・意識付け

公共施設の総合的な管理を推進していくため、公共施設に係るコスト、将来を含めた町の財政状況、公共施設の適正管理のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。

このため、社会経済情勢の変化、財政状況、人口減少・少子高齢化に伴う町民ニーズの変化等を踏まえた適切な公共施設の管理を実施できるよう、研修や勉強会等を適宜実施するなど、公共施設の総合的な管理に対する職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

### (3) 広域的な連携・協力

公共施設の総合的な管理にあたって、町単独での対応のみならず、近隣自治体間の連携・協力などにより施設の効果的・効率的な取組を実践していくことが必要です。

町民の日常生活圏は町内で完結するものではなく行政区域を越えた広域的な広がりを見せしており、公共施設の利活用においても同様に、町域を超えた連携・協力を図るため、近隣自治体等との広域連携の取組を検討します。

## 3. フォローアップの実施方針

### (1) 個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定

本計画に示す公共施設の総合的な管理に対する基本的な考え方や取組の方向性に基づき、今後は個別施設ごとに、具体的な取組を実践するための推進計画の策定を進めます。

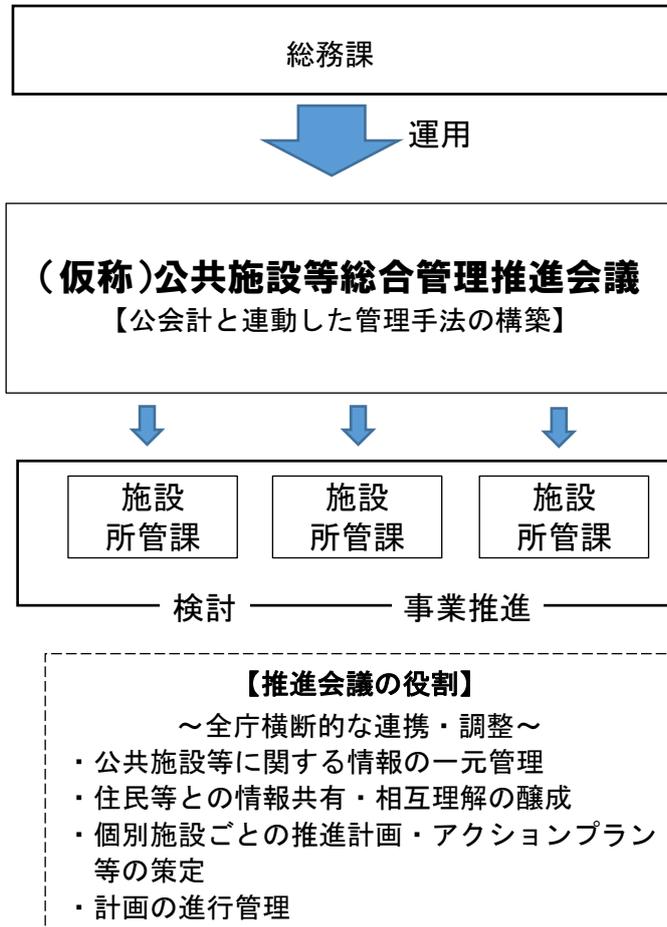
なお、個別施設ごとの推進計画の策定にあたっては、(仮称)公共施設等総合管理推進会議を中心とした全庁横断的な連携・調整機能を発揮し、的確な計画策定に留意します。

### (2) 計画の進行管理

本計画の進捗管理は、(仮称)公共施設等総合管理推進会議を中心に計画の進捗状況や達成度等について検討・協議するなど、的確に行います。

計画の見直しは、総合計画の改定時期や実施計画の策定時に連動して概ね3年毎に検討を行うこととしますが、各個別計画の策定や見直しを実施した場合、また、本町のまちづくりの動向、成田国際空港の更なる機能強化に伴う空港用地の増加や社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合などにも、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

図表Ⅶ- 1 計画の庁内推進体制



毎年度のスケジュール

7～9月	<b>(仮称)公共施設等総合管理推進会議を開催</b> ・前年度事業の点検・評価 ・公共施設の新規整備事業についての審議 ・公共施設の更新事業についての審議 ・その他、公共施設及びインフラの保有量に係る内容についての審議
10月	次年度予算方針提示
11月 (原課)	次年度予算要求
1月下旬	新年度予算内示
3月	議会による新年度予算審議・議決
4月	新年度予算執行

---

## 芝山町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 芝山町

〒289-1692

千葉県山武郡芝山町小池 992

編 集 芝山町役場 総務課

---



